

鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書（8）

主要地方道郷戸・市来線整備事業に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書

針原遺跡

(伝河上氏墓跡)

1994年3月

鹿児島県立埋蔵文化財センター

序 文

この報告書は、主要地方道郷戸・市来線整備事業に先だって、鹿児島県立埋蔵文化財センターが実施した針原遺跡の発掘調査の記録です。

針原遺跡は、日置都市来町の北部、大字川上の中組集落にあり、遺跡のすぐ南には八房川が大きく蛇行し、対岸には中世に当地方を治めた河上氏の居城といわれる川上城があります。

この遺跡は今まで「河上氏の墓」と呼ばれていました。今回の調査で、古代から中世にかけての土師器等の遺物の他、墓穴・五輪塔も発見され、河上氏との関係が注目されました、「河上氏の墓」と直接結び付ける材料はありませんでした。

従来、中世の「市来院」については文献史学からのアプローチはありましたが、考古学からのそれはありませんでしたので、今回の調査がそのさきがけとなるものと思います。今後は、このような調査が進展し、より具体的な中世鹿児島の姿が解明されることが期待されます。

本報告書が南九州の中世史研究の一翼を担い、併せて県民の皆様の文化財保護意識の高揚に役立てば幸甚です。

最後になりましたが、この発掘調査に御協力いただきました伊集院土木事務所や市来町教育委員会及び地元の皆様に心から感謝いたします。

平成 6 年 3 月

鹿児島県立埋蔵文化財センター
所長 大久保 忠昭



遺跡位置図

報告書抄録

ふりがな	はりはらいせき							
書名	針原遺跡							
副書名	主要地方道郷戸・市来線整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書							
シリーズ名	鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書							
シリーズ番号	8							
編著者名	富田逸郎・栗林文夫							
編集機関	鹿児島県立埋蔵文化財センター							
所在地	〒899-56 鹿児島県姶良郡姶良町平松6252 TEL0995-65-8787							
発行年月日	1993年3月31日							
ふりがな	ふりがな	コード	北緯	東経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因	
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号					
はりはらいせき 針原遺跡	かごしまけん 鹿児島県 ひおきぐんいち 日置郡市 きょうくわか 来町川上 みあさはりはら 字針原	46361	28-16	31°42'30"	130°19'10"	19930601 ~ 19930624	156	県道郷戸・市 来線整備事業
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
針原遺跡	墓	中世 近世	土壙 7基 庚申祠基壇	土師器・中世陶器 滑石製石鍋 近世陶器・錢貨(寛永 通宝)・土人形等				

例　　言

1. 本報告書は、主要地方道郷戸・市来線整備事業に伴い、鹿児島県教育委員会（鹿児島県立埋蔵文化財センター）が行った針原遺跡の発掘調査報告書である。
2. 遺跡名は当初『河上氏墓跡』としていたが、発掘調査の結果河上氏と直接関連するような成果はなかったので、当該地域の小字をもって『針原遺跡』と改称した。
3. 発掘調査は鹿児島県土木部の依頼を受けて、鹿児島県立埋蔵文化財センターが実施した。
4. 発掘調査については、市来町教育委員会や伊集院土木事務所の協力を得た。
5. 報告書作成にあたって、五輪塔については南九州古石塔研究会の河野治雄氏、出土遺物については専修大学文学部教授亀井明徳氏・佐賀県立九州陶磁文化館学芸課長大橋康二氏の指導・助言を得た。なお、河野氏には出土した五輪塔に関しての原稿を賜った。
6. 本報告書は、上記の方々の指導・助言を得て、富田・栗林が編集し、富田と栗林が執筆を分担した。分担は以下の通りである。

I・II章・IV章1・3節	栗林
III章1・2・3節、IV章2・3節	富田
7. 出土遺物の整理復元作業等は鹿児島県立埋蔵文化財センターの整理作業員が行い、遺物の実測・製図・写真撮影・編集については、富田・栗林が行った。
8. 本書に用いたレベル数値は海拔高である。本書の遺物番号は一連の通し番号を用い、図版中の番号も一致する。五輪塔等の実測図は37%の縮尺である。
9. 本遺跡の出土遺物は五輪塔をのぞき鹿児島県立埋蔵文化財センターが一括して保管する。
10. 五輪塔の保管については、町指定文化財「川上墓塔群」との関係があり、市来町教育委員会で保存するよう、協議している。

本文目次

第Ⅰ章 調査の経過.....	1
第1節 調査に至るまでの経過.....	1
第2節 調査の組織.....	1
第3節 調査の経過.....	2
第Ⅱ章 位置と環境.....	3
第Ⅲ章 調査の成果.....	6
第1節 調査の概要.....	6
第2節 遺構.....	10
第3節 遺物.....	13
第Ⅳ章 中世の川上.....	30
第1節 文獻からの考察.....	30
第2節 発掘調査からの考察.....	37
第3節 結語.....	38

挿図目次

第1図 針原遺跡位置図と周辺遺跡地図.....	5
第2図 周辺地形図.....	7
第3図 グリッド配置図・遺構配置図.....	7
第4図 土層図.....	9
第5図 遺物分布図.....	9
第6図 土壙1～6平面・断面図.....	11
第7図 土壙7平面・断面図.....	12
第8図 庚申祠基壇平面・断面図.....	12
第9図 出土遺物1（土師器1）.....	14
第10図 出土遺物2（土師器2）.....	15
第11図 出土遺物3（土師器壺・中世陶器・石鍋）.....	16
第12図 出土遺物4（近世陶器1）.....	19
第13図 出土遺物5（近世陶器・石製品他）.....	20
第14図 五輪塔法量凡例図.....	23
第15図 五輪塔1.....	24
第16図 五輪塔2.....	25
第17図 五輪塔3.....	26
第18図 庚申祠石灯籠.....	27

第19図 繩文土器・石器	29
第20図 河上氏所領分布地図	32

表 目 次

第1表 遺跡地名表	4
第2表 遺物觀察表	17
第3表 五輪塔等計測表	28
第4表 繩文土器・石器觀察表	29
第5表 河上氏所領一覧	33

図 版 目 次

図版1 1.伐採風景 2.表土除去作業 3.発掘風景	39
図版2 1.A・B-4・5 区遺物出土状況 2.土師器第9図(11) 出土状況 3.土師器小皿(第10図28) 出土状況	40
図版3 1.土壤1検出状況 2.土壤2検出状況 3.土壤3検出状況	41
図版4 1.土壤4検出状況 2.土壤5・6検出状況 3.土壤7検出状況	42
図版5 1.土壤1完掘状況 2.土壤2完掘状況	43
図版6 1.土壤3完掘状況 2.土壤4完掘状況	44
図版7 1.土壤5完掘状況 2.土壤6完掘状況	45
図版8 1.土壤7完掘状況 2.土壤1-7配列状況	46
図版9 1.発掘前・後の庚申祠 2.庚申祠基壇完掘状況	47
図版10 出土遺物1(土師器)	48
図版11 出土遺物2(土師器)	49
図版12 出土遺物3(近世陶器等・繩文土器・石器)	50
図版13 出土遺物4(五輪塔1)	51
図版14 出土遺物5(五輪塔2)	52
図版15 出土遺物6(五輪塔3)	53

第Ⅰ章 調査の経過

第1節 調査に至るまでの経過

市来町川上中組の墓塔群は、県道郷戸・市来線の道路脇の藪に散在していた。昭和53年、南日本古石塔研究会会长黒田清光氏が、この墓塔群を調査し、乱積されていた石塔の中から宝塔上部の相輪を発見した。黒田氏は文様からして、この墓塔群は市来氏の庶流河上氏のものであろうと推定された。

更に翌昭和54年度、町教育委員会は町文化財保護審議会に諮り、この墓塔群の整理・復元を行った。県立鹿児島南高等学校河野治雄教諭が指導にあたり、この調査報告によって、初めて墓塔群が歴史的に価値有るものであるということが明かとなった。この調査結果をふまえて、昭和56年6月に町指定文化財となっている。

県土木部道路維持課（伊集院土木事務所）は、平成3年主要地方道郷戸・市来線整備事業に伴い県道拡幅工事を計画した。工事区内に所在する墓塔群について鹿児島県教育庁文化課と協議の結果、平成5年6月鹿児島県立埋蔵文化財センターが発掘調査を行うこととなった。

第2節 調査の組織

調査主体 鹿児島県教育委員会

調査企画・調整 鹿児島県教育庁文化課

調査責任者 鹿児島県立埋蔵文化財センター 所長 大久保忠昭

調査企画者 " 次長兼総務課長 水口 俊雄

" 主任文化財主事兼調査課長 戸崎 勝洋

調査担当者 " 文化財研究員 富田 逸郎

" " 栗林 文夫

調査事務担当者 " 主査 成尾 雅明

" 主事 中村 和代

遺物指導者 南九州古石塔研究会 河野 治雄

専修大学文学部教授 亀井 明徳

佐賀県立九州陶磁文化館 学芸課長 大橋 康二

発掘調査の途中、五味克夫（鹿児島女子大学教授・鹿児島大学名誉教授）・松尾千歳（尚古集成館学芸員）のお二人には現地において指導・助言をいただいた。

発掘調査作業員

前田ナツエ・前田ナミ・大迫義春・山下美香・中島清次・田淵よし子・蒲地ヨシミ・勝目イク・

追トモ子・追 静・田中スズ子・久保アツ子

整理作業員

相良政子・安永一葉

第3節 調査の経過（日誌抄）

発掘調査は、平成5年6月1日(火)～24日(木)の間に実施した。報告書の整理作業は発掘調査終了後、平成6年3月まで行った。発掘調査の経過は以下の通りである。

- 6月1日(火) 発掘調査開始。作業道具・荷物等の搬入。遺跡周辺の環境整備。東側部分の伐採作業。
- 2日(水) 午前中雨のため作業中止。午後から重機による表土の剥ぎ取り。
- 3日(木) 重機による表土の剥ぎ取り（継続）。発掘区の川岸沿いに土壟を積んだ（雨天時の土砂流出防止のために）。庚申祠基壇部分の検出。
- 4日(金) 土壟積み（継続）。表土剥ぎ取り後の清掃・掘り下げ。
- 7日(月) 旧道路面の掘り下げ。
- 8日(火) 雨のため終日作業は中止。町役場税務課にて文献の調査。
- 10日(木) グリッド設定（杭打ち作業）。庚申祠基壇部分の清掃。遺物包含層の掘り下げ。土壤1基を検出。旧道路面の掘り下げ。
- 11日(金) 庚申祠基壇の写真撮影及び実測。遺物出土状況の写真撮影。平板による遺物取り上げ。旧道路面の掘り下げ。遺物包含層の掘り下げ。更に土壤2基（合計3基）を検出。滑石製石鍋・内黒土師器等が出土。
- 14日(月) 雨のため作業中止。雨の合間をぬって、庚申祠の基壇を実測。遺跡周辺の小字の調査。
- 15日(火) 遺物包含層の掘り下げ。庚申祠基壇の実測。五輪塔の墓石を事務所横に運搬。
- 16日(水) 午前中雨のため、テント内にて墓石の水洗い。庚申祠基壇の実測終了。平板による遺物の取り上げ。包含層の掘り下げ。
- 17日(木) 雨のため終日作業中止。
- 18日(金) 烟部分のグリッド配置図の実測。遺構の写真撮影。包含層の掘り下げ。庚申祠基壇部分の石を移動。その後掘り下げ。土壤2とピット1の掘り下げ。
- 21日(月) 庚申祠基壇下の掘り下げ。土壤1～6の掘り下げ、写真撮影・実測。土層断面の実測・写真撮影。
- 22日(火) 土砂降りの雨のため、作業中止。
- 23日(水) 午前中雨のため作業は中止。レベル移動。土壤4～6の実測。遺物の取り上げ。グリッド配置図の実測。遺跡全体の写真撮影。遺構完掘状況の写真撮影。発掘道具の洗浄・後片付け。道具の搬出。
- 24日(木) 重機による埋め戻し。五味克夫・松尾千歳両氏来跡。

第II章 位置と環境

市来町は薩摩半島の中西部に位置し、日置郡の中では最北端にある。北は串木野市、東は樋脇町、南は東市来町と接し、西は東シナ海に面している。町の大半の地域では、第三紀後半から第四紀更新世にかけての火山活動によって生成された安山岩質の火山岩を基盤層とする。これらの山地は、川上地区の北東部と大里地区的東部が特に険しく、ほとんどは褐色森林土壌におおわれ、水分・養分ともに豊富で、層も比較的厚い。平地は八房川と大里川・重信川の下流に開けている。大里川下流域に発達した三角州の西側は、吹き上げ砂丘の北端として砂地の自然堤防を形成し、東シナ海にも接している。これらの河川が形成した三角州の低地が水田として利用されており、更にその支流が形成した谷底低地にも水田が広がっている。

市来町の縄文時代は、市来（川上）貝塚によりうかがうことができる。八房川中流左岸の河岸段丘縁辺部の斜面にあり、大正9年に発見、同10年、昭和25・36年に発掘調査が行われている。中でも、市来式土器と命名された土器は、南九州の縄文後期の標準編年土器として注目され、南九州一帯に広く分布し、遠くは沖縄県にまで伝播している。中原の諏訪台地・島内の上原台地・大谷山北側斜面・中平後の北山屋敷・才野ヶ原の小牟田・平ノ木場などでは弥生から古墳時代にかけての成川式土器片や須恵器等が表採されており、連続と続いた人々の生活の一端をうかがい知ることが出来る。

「市来」の名が歴史上初めて登場するのは、平安時代に著された『延喜式』においてである。しかし、これが薩摩国における最初の駅名として掲げられていることなどから、現在の市来町に比定するには難があるようである。平安時代末期の様相を伝える建久8年（1197）の薩摩国図田帳（島津家文書）に登場する「市来院百五十町」が現在の市来町と東市来町に相当すると考えられる。鎌倉時代以降の市来町の歴史は、市来院都司職にあった市来氏とその庶流河上氏等が残した古文書等によって知ることが出来る。詳細は第IV章において触れる予定である。

南北朝の動乱は、南九州においても複雑な政治状況を現出した。南北朝初期、市来氏・河上氏とともに南朝側につき、反守護・反島津氏の立場から行動している。暦応4年（1341）島津貞久のために市来城（鶴丸城）が攻められると、市来氏は總州家島津氏に属し、やがて島津氏の内紛に巻き込まれていく。室町の中期、寛正3年（1462）市来城は奥州家島津氏より攻められ、市来氏惣領家は滅亡、市来院は島津氏の直轄地となった。庶流河上氏は奥州家島津氏についたため、滅亡は免れている。市来町内に残る鍋ヶ城・詰城・上城・河上城等の中世山城は、市来氏・河上氏に関わるもので、南北朝期以降戦乱が日常化するなかで重要な役割を担ったものであろう。

また市来町は東シナ海に面していることから、古くから海上交通が発達していたものと思われる。鎌倉時代には、海上交通に専門に従事する者がいたり、川上貝塚や本遺跡から出土した滑石製石鍋の存在は、海を媒介にした肥前地方との関係をうかがわせてくれる。中世後期には中国・朝鮮と貿易を行っていた確実な史料があり、川上貝塚や西町遺跡で出土した貿易陶磁は、市来氏・河上氏の海外貿易の証左であろう。

針原遺跡（伝河上氏墓跡）は、八房川が緩やかに蛇行する北岸の台地の斜面の縁辺部にあり、標高9mである。近くに南北朝から室町期と推定される五輪塔群が40数基あり、また南の対岸には河

上城があることから、本遺跡は河上氏の墓地跡であろうと推定されていた。しかし、今回の調査では河上氏と結び付ける確実な資料は見出しえなかつた。

本遺跡の周辺には、江戸時代に作成された地蔵や祠等の石造物が多く残存しており、中世から近世にかけての川上の人々の生活の息吹を知ることが出来る貴重な資料である。

《参考文献》

- ・『市来町郷土誌』、1982年。
- ・『川上（市来）貝塚』〈市来町埋蔵文化財発掘調査報告書（1）〉、市来町教育委員会、1991年。
- ・『川上（市来）貝塚2』〈市来町埋蔵文化財発掘調査報告書（2）〉、市来町教育委員会、1993年。
- ・『角川日本地名大辞典46 鹿児島県』角川書店、1983年。
- ・大久保浩二「東市来町玉田遺跡と市来町遺跡の採集資料」（『大河』4号、1993年）。
- ・『鹿児島県の古石塔—旧薩摩国編一』（『鹿児島県文化財調査報告書』33集、鹿児島県教育委員会、1987年）。

No.	遺跡名	所在地	時代	遺物等
1	針原	川上中組	12c～15c	墓塔
2	前平木場	川上前平木場	古墳・中世 近世	土器・土師器・陶器・磁器
3	牛ノ江原	川上牛ノ江原ほか	古墳・中世 近世	土器・土師器・青磁・陶器
4	川上城跡	川上中組	13c～15c	山頂に3段の平地
5	川上（市来）貝塚	川上中組	縄文後期	市来式・指宿式土器・魚獸人 骨・石器・貝輪・骨角器
6	安茶ヶ原	川上南安茶ヶ原中ほか	古墳・中世 近世	土器・土師器・青磁・陶器
7	衆中小堀	湊衆中小堀	中世・近世	土師器・陶器・青磁
8	市堀	湊市堀	古墳・中世 近世	土器・土師器・陶器・土鍬
9	外戸	湊外戸ほか	弥生・中世 近世	土器・土師器・青磁・陶器
10	北ノ原	湊北原	古墳・中世	土師器・青磁・染付
11	外戸山口	湊外戸山口	弥生・古墳 中世	土器・土師器
12	草り田平	湊草り田平	中世・近世	土師器・陶器
13	重信城跡	大里重信上城		
14	船着場	大里駅前	不明	樹木（ハマヒサカキ）
15	妙見前	大里妙見前ほか	古墳・中世 近世	土師器・青磁・陶器
16	佐保井東原	大里佐保井東原ほか	中世	土師器・青磁
17	中尾東原	大里中尾東原ほか	中世・近世	土師器・青磁・染付・陶器
18	上城跡	大里上城	鎌倉	
19	詰城跡	大里詰城	鎌倉	
20	鍋ヶ城惟宗広言の墓	大里木場迫	10c～13c	墓塔1基
21	来迎寺跡墓塔群	大里島内	10c～15c	墓塔
22	松尾平	大里松尾平	古墳・中世 近世	土器・土師器・陶器
23	池原前	大里池原前ほか	古墳・中世 近世	土器・土師器・陶器
24	金鐘寺跡	大里木場迫	13c～幕末	墓塔
25	原ノ園原	大里原ノ園原ほか	弥生・古墳 中世・近世	土器・土師器・陶器



第1図 銚原遺跡と周辺遺跡位置図

第三章 調査の成果

第1節 調査の概要

1. 調査区の設定

調査対象となる道路改良未施工区間約50mの内、現道敷・河川護岸等の工事が施工されていない区域から発掘調査を実施することとし、現道敷等はこの状況を見て調査することとした。

調査はこの対象区間の竹木・雑草の伐採及び雑物除去から開始し、その後道路センターNo.30とNo.31の二本の杭を基準に方眼グリッドを設定した。グリッドは1辺10mとし、北側をA列・南側をB列とし、西から1～5区まで設定した。(第2図参照)

グリッド設定と同時に、通行車両などに支障のない範囲で現道敷の端をカットし、アスファルト・碎石等を除去し、現道敷下の一端をも同時に調査することにした。

以上のように調査区を設定し調査を開始したが、次に述べるような土層堆積状況であったため、遺構・遺物包含層の広がりが見られず、当初設定した発掘区外には拡張しなかった。

なお、雑物除去に際して、トタン板・建築廃材などの塵芥と共に、多数の五輪塔を採集した。これについては、『市来町郷土誌』によれば、もともとこの遺跡北側の個人の宅地内に存在していたようだ、明治時代の廃仏毀釈・昭和初期の宅地造成による廃棄・移動や道路拡張時の廃棄によるものようである。これらのうちの一部は昭和54年に現在地に移設復元され、昭和56年に市来町指定文化財となっているが、今回採集した五輪塔はこの移設復元の際に発見できなかつたものであろう。

2. 遺跡の土層

川に削られている丘陵末端部という立地条件から、プライマリーな土層堆積は発掘区内では観察できない。また、道路の拡幅や塵芥の投棄によって路肩は高くなっていたものの、削平は深いところまで及んでいた。

このため塵芥や碎石を混じえた現表土と近世・近現代の陶磁器を混じえる旧表土との弁別ができるためこれを一括してI a層とし、現道下位の版築層のように固い層をもこれに含めた。その下位の近世陶磁器を包含する暗茶褐色土をI b層とした。

そしてその下位にあり、近世陶磁器を包含せず土師器等だけを包含する、I b層より黒く土壤埋土に色調・土質が近い層をII a層とし、土壤埋土をII b層とした。このII a・b層が古代から中世にかけての表土と考えられる。

以下、III層アカホヤ、IV層シラスとつづき、最下部V層は安山岩の基盤岩となる。

I a層：灰褐色土、塵芥・碎石を多く含む。現道下のシラス・青灰色粘土・安山岩風化礫等のブロック、版築層のように固い。

I b層：暗茶褐色土、塵芥・碎石をほとんど含まず、近世近代陶磁器を包含する。

II a層：黒褐色土、有機質が多い砂壤土で土師器のほか中世の遺物を包含する。

II b層：黒褐色土、有機質が多い砂壤土で土壤埋土。

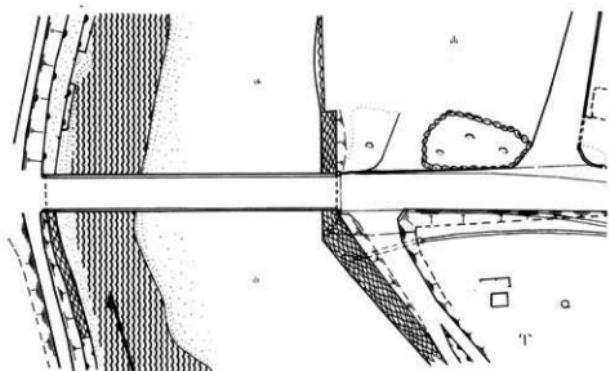
III層：黄橙色の火山灰土、アカホヤか？

IV層：乳白色の火山灰土、シラス。

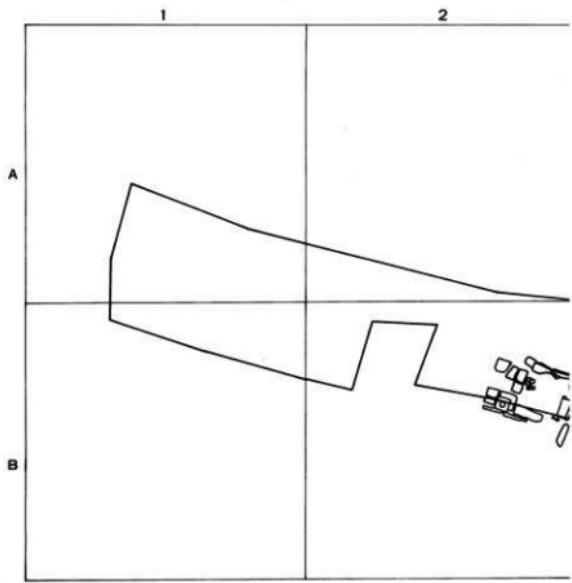
V層：風化の進んだ安山岩の基盤岩。

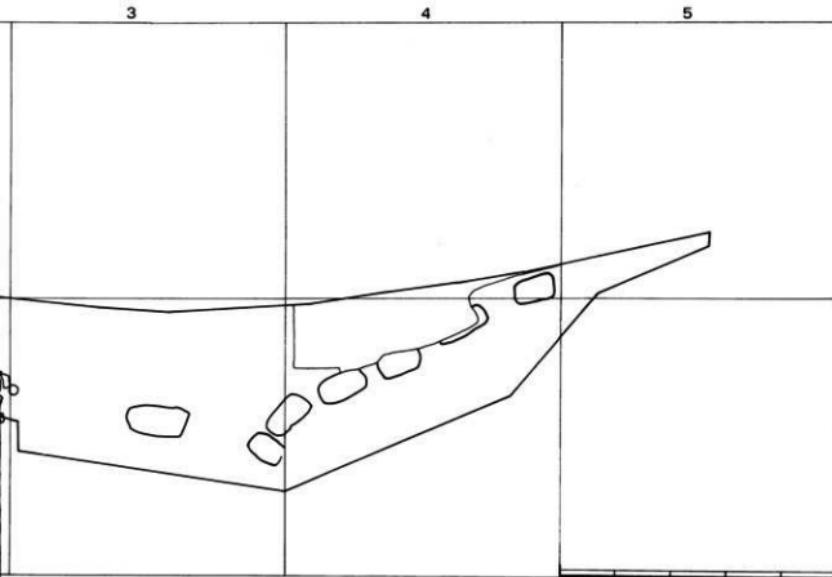
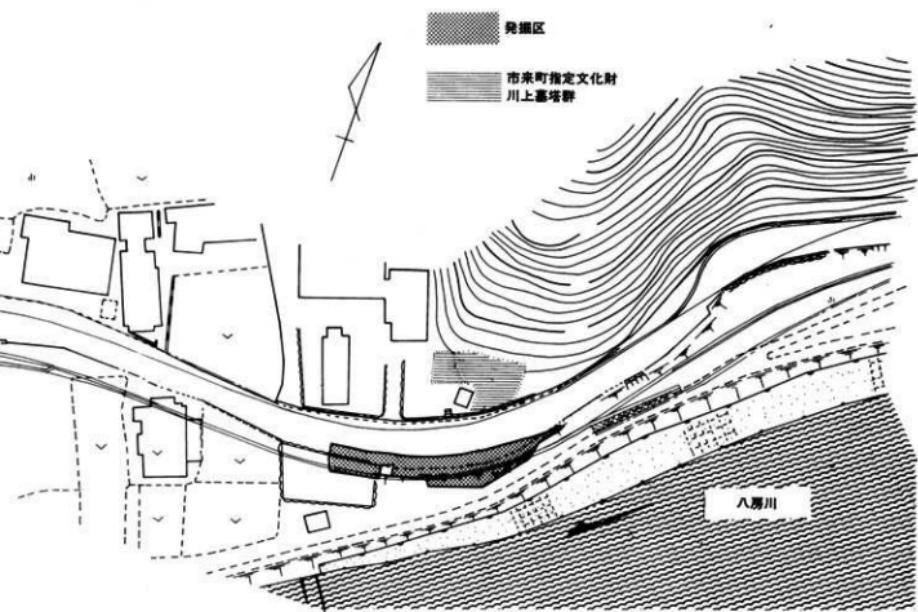
なお、発掘区のほとんどでI b層の直下でV層が現われ、その間のII a～IV層を欠いている。

第2図 遺跡周辺地形図・発掘区位置図

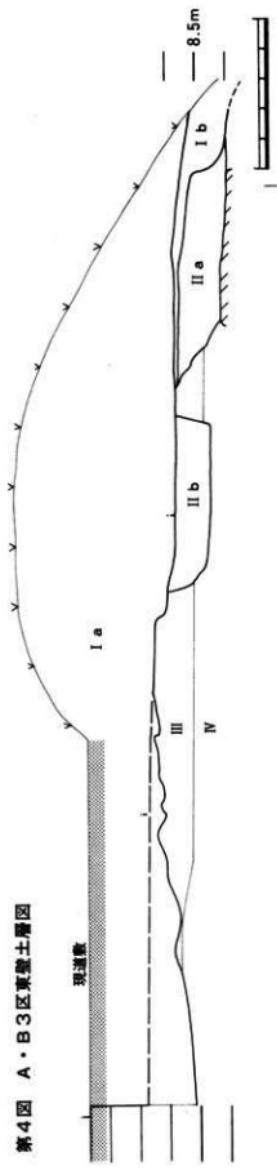


第3図 グリッド配置図

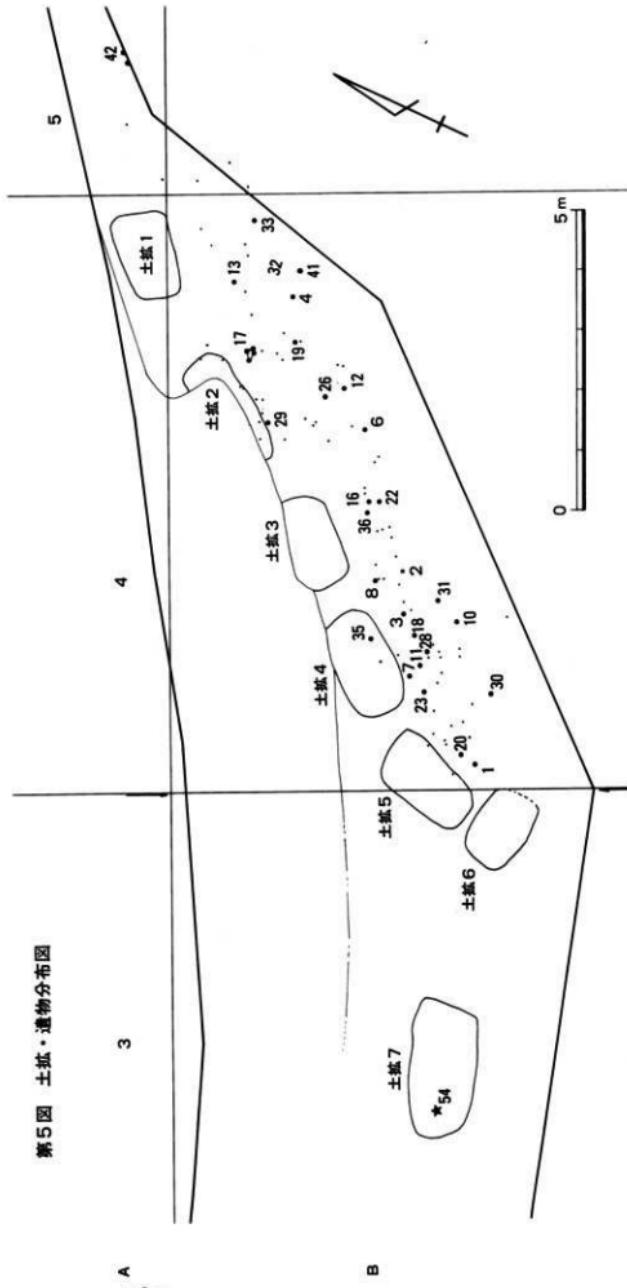




第4図 A・B3区東部土層図



第5図 土壌・遺物分布図



第2節 遺構

検出できた遺構は、土壙7基と庚申塚の基壇1基である。土壙の検出面はⅢ層上面もしくはⅣ層上面であるが、前節でのべたような土層状況であるためいずれも底面近くしか残っておらず、壁面は10~20cmくらいしか掘れていない。特に、土壙6と7は底面が基盤岩まで届いているうえに、壁面の立ち上がりも明瞭にはつかめなかつたきらいがある。

土壙の配列は、1~5まではほぼ直線に並び、長軸を南西一東北に持ち、6がこれらと直交する状況にある。また、7は他の土壙からやや離れており、長軸方向も東一西という相違が見られる。

また、土壙2~4までは旧道の掘方によって切られているため、平面プランすべてが残っていないし、この掘方によって底面まで削平された土壙もあったものと思われる。

庚申塚はこれらの土壙から離れたところに、旧道の路肩を造成したうえに石囲い・石積をして築いてあり、西側に階段が築かれ祠も西を向いていたようである。

2. 土壙1

土壙群の東端で検出されたもので、旧道の掘り方を埋めるシラス・青灰色粘土などのブロックを剥がしたシラスの上面で、長辺140cm短辺90cmの隅丸方形の平面プランを確認した。底面は一部基盤岩まで届いているものの壁面は10cm強しか残っていないかった。伴出遺物はない。

3. 土壙2

旧道の掘方の埋土とシラスの地山面との判別が困難で一部掘り過ぎた形でしか検出できなかつたが、かろうじて全形が伺える。長辺200cm短辺80cmの隅丸方形で、他と比べて細長い。底面は基盤岩まで届かず、壁面の立ち上がり部分のはば10cmしか残っていない。伴出遺物はない。

4. 土壙3

旧道の掘方によって北壁が壊れているもののこの土壙群の中ではよく残っているほうである。長辺160cm短辺90cmの隅丸方形で、東側の短辺は弧状になる。壁面の立ち上がりは南側で20cm程が残っている。なお、北側の長辺は二段掘のようになっているが旧道の掘方で切られた際にこのようになったものであろうか。伴出遺物はない。

5. 土壙4

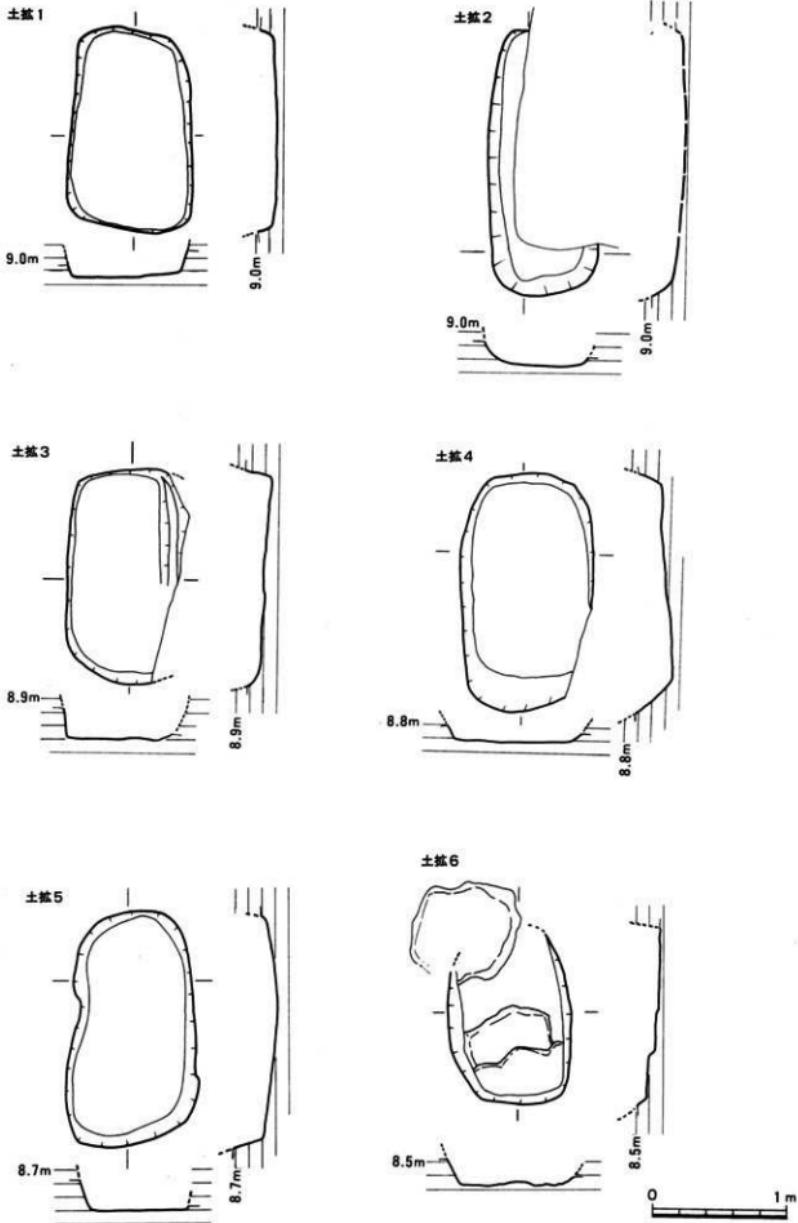
検出状況などは土壙1~3と同様である。長辺180cm短辺100cmの隅丸方形であるが、底面では長辺は150cmほどになり、他の土壙とよく似た大きさになる。東側の短辺の壁面で20cmほど残っている。伴出遺物はない。

6. 土壙5

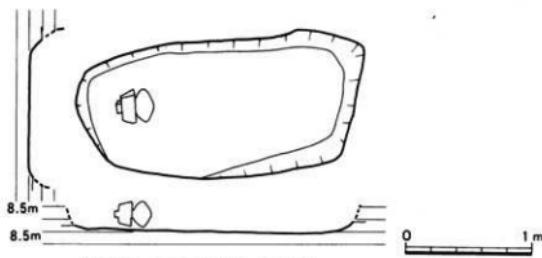
検出状況は土壙1~4と同様であるが、長軸の方向がやや傾き、平面プランもやや歪な隅丸方形になる。長軸180cm短軸100cmで底面形は長楕円形に近い形状で、20cm強の壁面が残っている。伴出遺物はない。

7. 土壙6

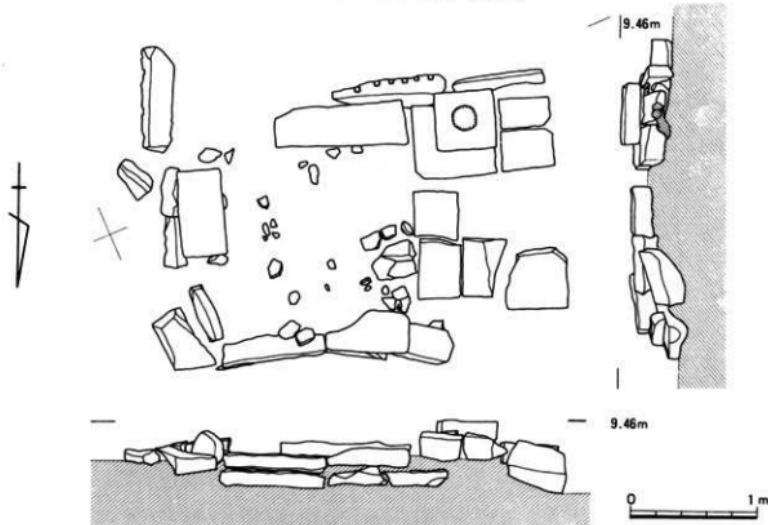
他の土壙とは主軸がほぼ90°傾き、一回り小さい隅丸方形プランの土壙である。基盤岩が底面になつてゐるためと底面近くまで削平されていたことから、南側短辺の壁面立ち上がりが検出できなかつたため、長軸の長さは明確でないがおよそ120cm、短軸は100cmである。伴出遺物はない。



第6図 土塁1～6平面図・断面図



第7図 土塙7平面・断面図



第8図 庚申祠基盤平面・断面図

8. 土塙7

他の土塙からやや離れた個所で検出されたもので、大きさも一回り大きい土塙である。長軸220cm短軸120cmの隅丸方形であるが、底面近くまで削平されているためにプランの確認が困難であった。壁面の立ち上がりもほとんどの個所で10cmない。また、第14図54の空風輪が土塙内で出土しているが削平の状況を考えると、削平された時点で混入したものと判断している。

なお、発掘現場では、他の土塙から離れていることや長軸方向のずれ・大きさの違いなどから、墓塙であると判断していなかったため、写真図版では「土坑1」という目印を付してある。

9. 庚申祠基壇

発掘作業前に写真図版9の庚申祠が立っていた基壇である。30cm×60cmほどの板石を2段積んで側壁を作り、中は礫混じりの土を充填している。入口は西で、両袖に宝曆三年の紀年銘のある第17図83~85の石灯籠が立っていたと思われる。平面形は、2m×3mの長方形プランである。

第3節 遺物

1. 概要

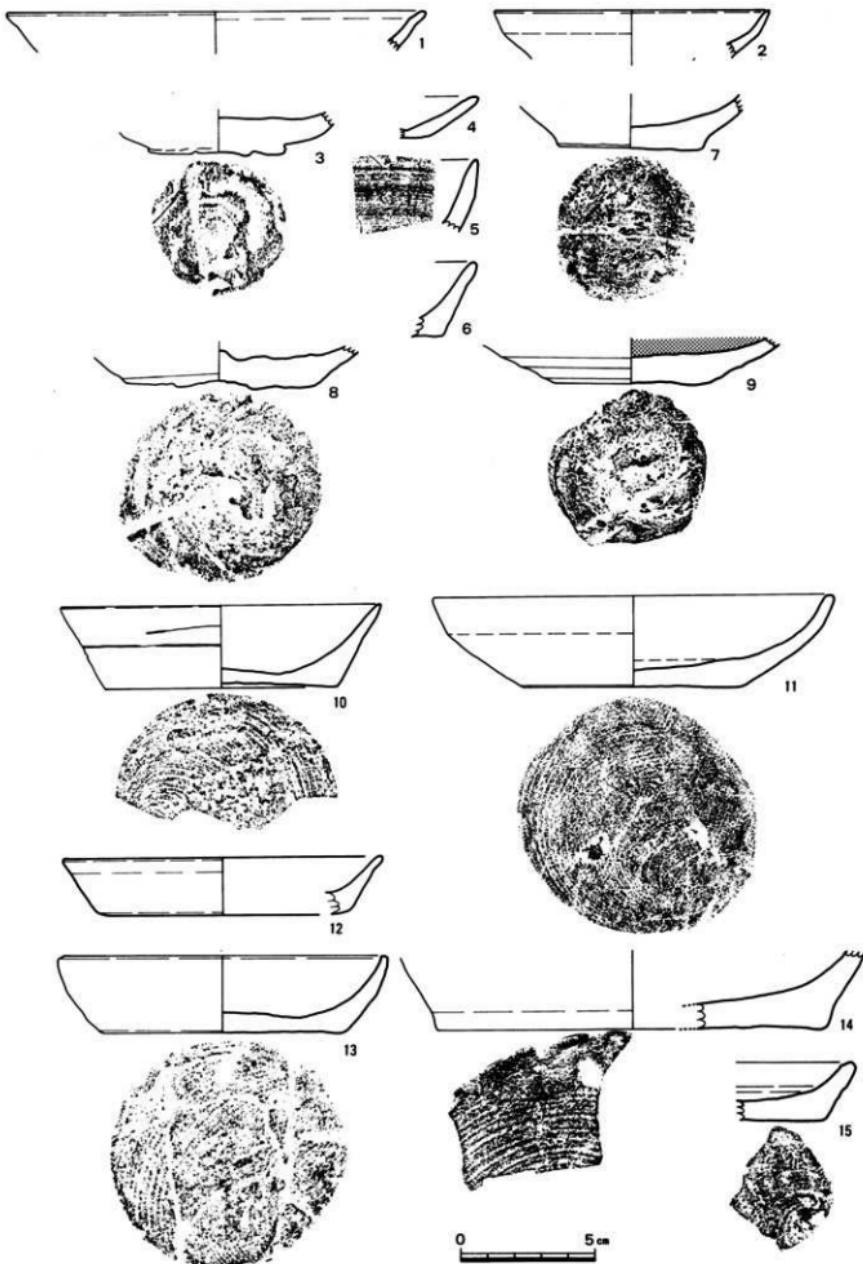
針原遺跡の出土遺物は造構内で出土したものがないうえに、包含層からの出土遺物も量的に多くない。包含層からの出土遺物は土師器がほとんどで、他に瓦器・陶器・石鍋が一点づつ出土している。表土層からは土師器の他、多量の五輪塔や近世以降の陶磁器などが採集できた。その他に、庚申祠基壇周辺の搅乱部分からは、縄文土器とそれに伴うと思われる石器が出土している。

このような状況であるから、ここでは遺物の説明を、包含層からの出土遺物とそれ以外の物に分けることを基本に、次のように分けて行なうこととした。中世以前の遺物（包含層からの出土遺物。ただし、表土・搅乱層採集の土師器を含む）・近世以降の遺物（土師器・五輪塔以外の表土中の遺物）・五輪塔・縄文土器、石器

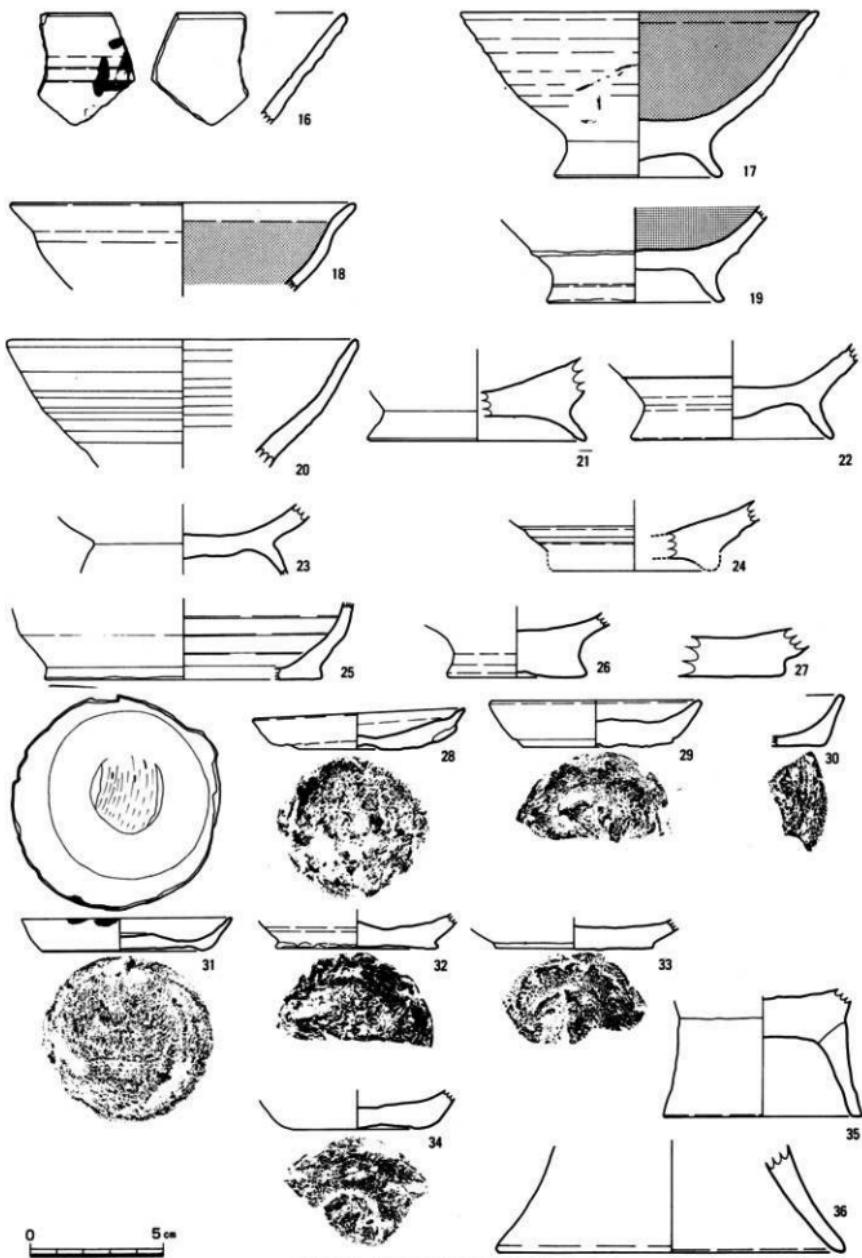
2. 中世以前の遺物

(1) 土師器（第9図・第10図・第11図）

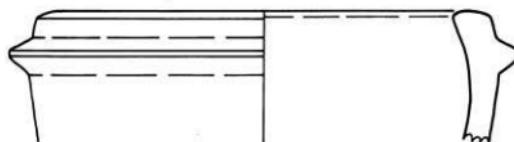
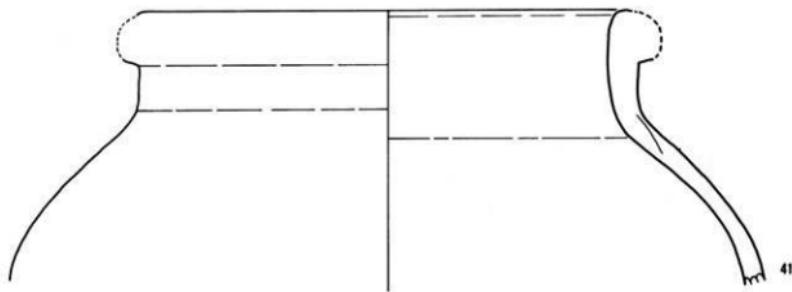
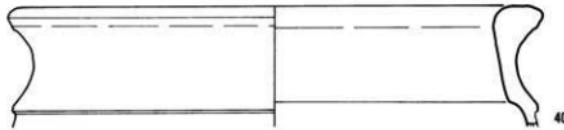
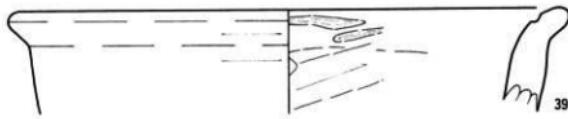
1. 口縁が端反りになる碗の口縁部分で、内外面ともにヨコナデ調整である。精選胎土で、堅緻な焼成である。
2. 体部が屈曲する小皿で、内外面ともにヨコナデ調整で、胎土・焼成ともに良好である。
3. 5～9. 回転ヘラきり底部の坏である。体部は直線的なものと、やや湾曲するものがあるようである。底部のヘラきりには、丁寧な7・9と雑な3・8との違いがある。9の内面には赤色顔料が認められ、内朱土器と思われる。
- 10～15. 糸きり底部の坏である。体部の形態は個々に異なりグルーピングができない。10は若干外反しながら直線的に開く器形で、輪積痕を明瞭にのこす。11は湾曲した体部で、口縁部は内湾気味の器形である。12は口縁部がやや端反り気味の体部で口縁端部の器壁は薄い。13は10と同様の器形であるが、口径がやや小さい。以上の10～13は底径はほぼ同じで、12を除いて器高もほぼ同じである。14は底径が大きく他の坏と比べ大形である。
16. 黒書のある碗で、直線的に開く体部を持つ。墨書銘は破片であるため判読できないが、二字字あると思われる。
17. 黒書のある内黒土師器の碗である。ハの字に開く高台を持ち、緩く立ち上がった後直線的に開く体部である。内面には見込みから放射状のヘラ磨痕を残す。口縁内面は外に傾き、端部はややとがる。墨書銘は器壁が荒れているために判読できないが、「了」の字のように読めないこともない。表土から採集した水輪に「了圓」の刻銘を持つものがあるので、興味を引かれるが、なにぶんはっきりとしないのが残念である。
18. 黒色土器の碗で、外面は横方向のナデ調整、外面は横方向のヘラ磨きである。口縁部は端反りになり、体部は若干ふくらむ。胎土は精選されており、焼成も良好である。
19. 黒色土器の碗で、内面は器壁が荒れてはいるが放射状のヘラ磨痕が残る。
- 20～26. 瓶の破片と思われるものである。20はふくらみのある体部を持つ瓶で、内外面とも水引き痕が目立ち、胎土には砂粒が多い。21～24は「ハの字」高台の底部であるが齊一性ではなく、個体ごとの違いが大きい。25は坏の底部か。26は充実高台で、胎土には砂粒が多いものの外面の調整は丁寧なナデ調整である。



第9図 出土遺物1(土師器1)



第10図 出土遺物2(土師器2)



0 5 cm

第11図 出土遺物3(土師器・瓦器・陶器・石鍋)

第2表 遺物観察表

番号	口径 (cm)	底径 (cm)	高台径 (cm)	器高 (cm)	絶対高 (m)	備 考
1	15.6	?	—	?	7.74	
2	10.2	?	—	?	8.72	
3	?	5.1	—	?	8.82	ヘラきり
4	?	?	—	?	8.64	
5	?	?	—	?		表採、ヘラきり
6	?	?	—	?	8.64	ヘラきり
7	?	?	—	?	8.58	ヘラきり
		5.4			8.52	
8	?	6.8	—	?	8.98	ヘラきり
9	?	5.6	—	?		表採、内朱、ヘラきり
10	12.0	8.0	—	?	8.53	糸きり
11	15.0	8.2	—	3.5	8.36	糸きり
12	12.0	8.0	—	2.2	8.57	糸きり
13	12.4	9.0	—	2.9	9.36	糸きり
14	?	14.6	—	?		表採、糸きり
15	?	?	—	?		表採、糸きり
16	?	?	—	?	8.89	墨書
17		?	—		9.17	墨書、内黒
					9.08	
					9.11	
	13.3		6.2	6.1	9.02	
18	12.8	?	—	?	8.80	内黒
19	?	?	6.6	?	8.58	内黒
20	13.2	?	—	?	7.87	
21	?	?	8.2	?	8.78	
22	?	?	7.6	?	8.77	
23	?	?	—	?	8.78	
24	?	?	6.4	?		表採
25	?	10.4	—	?		表採
26	?	5.2	—	?	8.75	
27	?	?	—	?		表採
28	7.9	3.8	—	1.4	8.25	ヘラきり
29	8.0	5.6	—	1.8	9.16	ヘラきり
30	?	?	—	?	8.58	糸きり
31	7.9	6.0	—	1.2	8.61	煤付着、糸きり
32	?	6.0	—	?	8.53	ヘラきり
33	?	5.8	—	?	8.59	ヘラきり
34	?	5.0	—	?		表採、ヘラきり
35	?	?	7.4	?	8.94	
36	?	?	12.8	?	8.91	
37	30.6	?	—	?		表採
38	18.5	?	—	?		表採
39	20.2	?	—	?		表採
40	19.0	?	—	?		表採
41	18.0	?	—	?	8.45	備前焼？
42	15.3	?	—	?	8.95	石鍋、煤付着

28, 29, 32~34. 回転ヘラきり底部の小皿で、いずれも雑なヘラきりで体部も歪んでいる。胎土に砂粒が多いものの焼成はしっかりしている。底径はほぼ一定しているようである。

30, 31. 糸引き底部の小皿で、やや歪んでいるもののしっかりしたつくりである。31の口縁には三ヶ所に煤の付着があり、灯明皿に用いられたものと思われる。

27, 30. 皿と思われるが、底部だけでありはっきりしない。35は脚台付皿の脚台か。

36. 器種不明。

37~39. 内面ヘラ削り、外反口縁の甕の口縁部片である。37は外面に指頭圧痕が残り、荒いナデ調整である。内面のヘラ痕はほぼ横方向で、外反部は荒いナデ調整で、内面に明瞭な稜はない。

38はややこぶりのふくらんだ胴部で、外面頸部には刷毛目を残し、内面に明瞭な稜を残し、幅広の削り痕を残している。

(2)瓦器

40. 青灰色を呈する器壁は風化が激しく、内外面とも器面調整は不明である。おそらく壺と思われるが、南九州では類例が乏しく時期などははっきりしない。

(3)陶器

41. やや赤みをおびた青灰色の胎土で、外面に自然釉がかかり、内面は水引き痕を残し鉄釉に似た色調の自然釉がかかる。肩の張りは弱く、胴部は若干脹らみ、口縁は玉縁状に脹らむと思われるが欠けている。備前焼かと思われる。

(4)石鍋

42. 滑石製の内湾口縁の石鍋で、口縁直下に断面三角形の鋲を持ち、直線的に底部に続く体部を持つと判断される。内外面とも丁寧な磨きが施され、鑿痕を残していない。森田編年のIII bに相当すると思われる。

3. 近世以降の遺物

(1)陶磁器

43, 44. 薩摩焼の半胴甕である。43には彫書きの文様があるが破片であるためどの様な図柄か判斷できない。45は型造りの白磁小壺で近現代のものである。

46~49. 薩摩焼各種。46は鉢もしくは筒形の桶で、灰緑色の釉が外面に斑にかかる。47は見込みが蛇の目釉剥ぎの萬葉釉を施釉した碗で、豊付きも無釉である。48は鉄釉のすり鉢で、平底の底面は無釉である。49は茶家の底部で小さな脚が張り付けられている。底面には煤が付着している。

(2)土製品

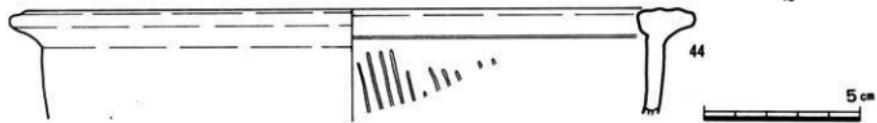
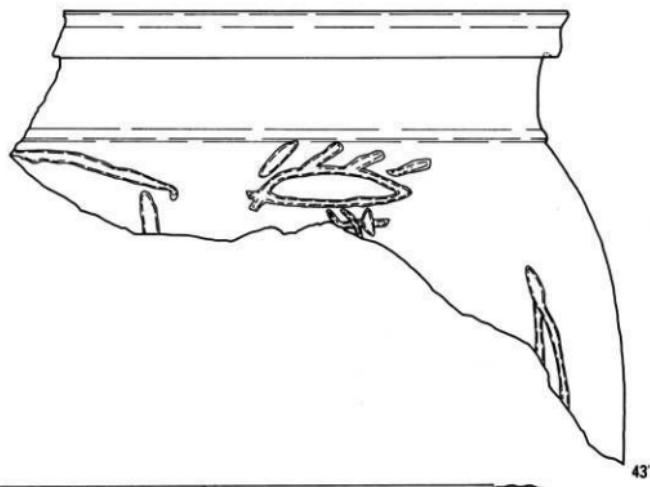
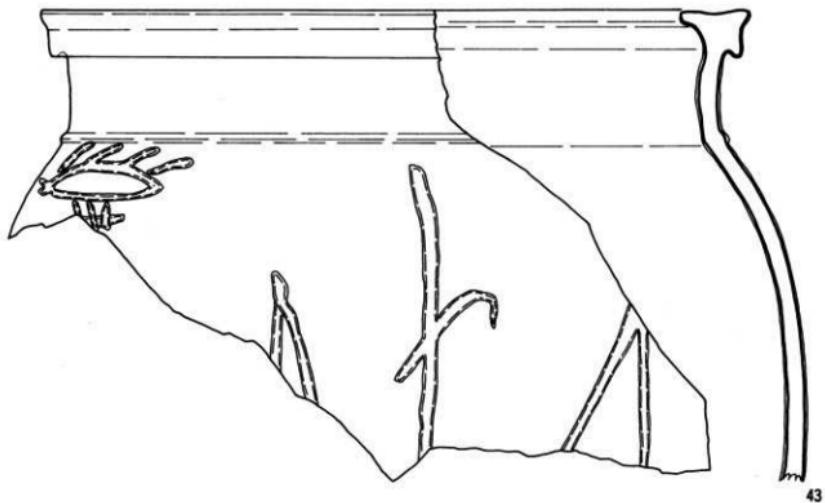
50. 型押し張合せ造りの觀音像の頭部前面と思われ、顔面は目から下が欠けている。

(3)石製品

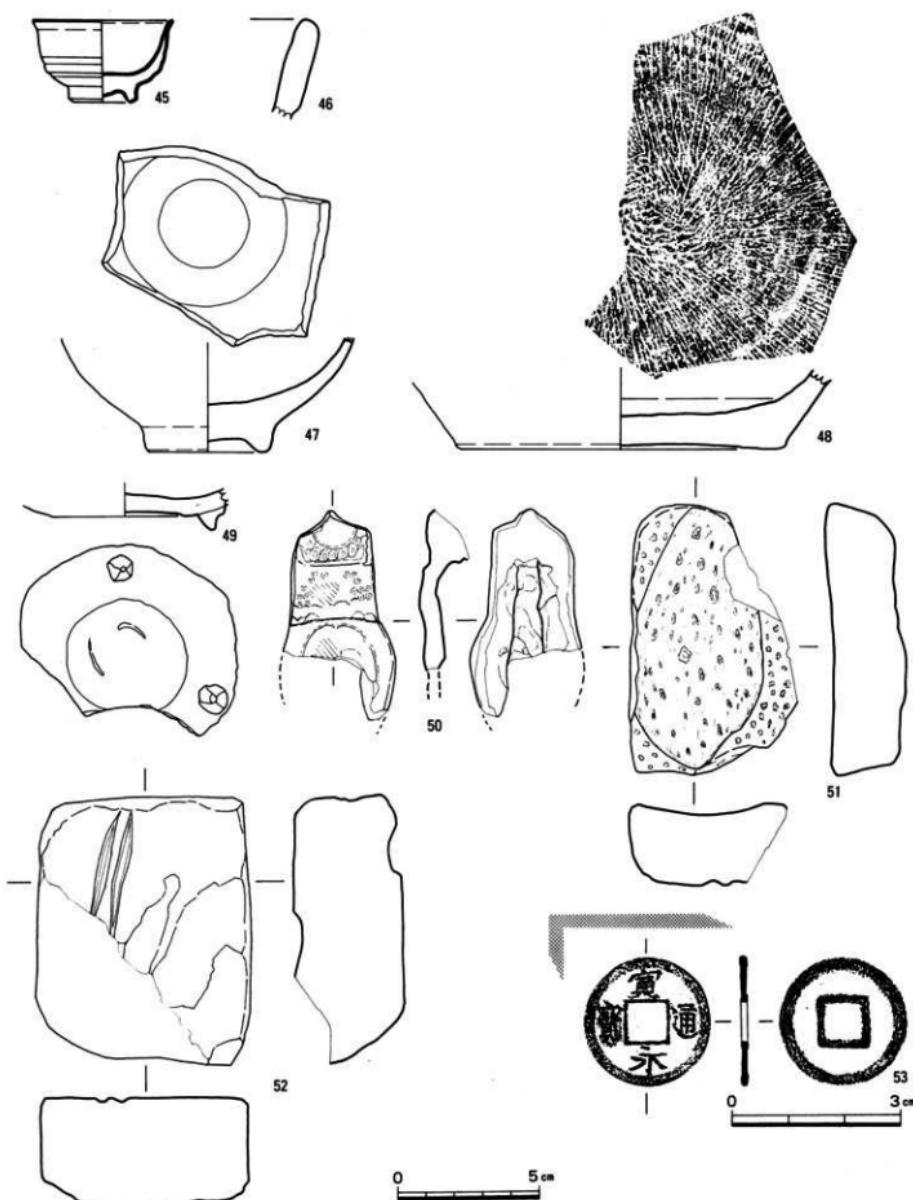
51, 52. 51は軽石製品で、片面が擦られて浅く皿状に窪む。52は天草砥石であるが、砥面ははつきせず、二本の溝状の研磨痕が残るのみである。

(4)錢貨

53. 寛永通宝が一枚だけ採集された。磨滅・腐蝕が激しくかなり厚さを減じているものの、クリーニングの結果文字がはっきりと出た。



第12図 出土遺物4(近世陶器1)



第13図 出土遺物5(近世陶器・石製品他)

市来町川上中組五輪塔婆残欠群について

河野治雄（南九州古石塔研究会）

(1) 現況 調査概要ならびに現況については前述の通りである。

(2) 拾取された五輪塔婆について

空風輪（一石造り）	12個 大体において形態を有する
火輪	2個 1個のみ形態を有する
水輪	14個
地輪	2個

(3) 銘文については、完形でない水輪の1個を除けば、どの遺物にも見あたらない。ただ、水輪の1個に「了圓」なる法名=人物銘を見るだけである。そのほか道路上に残されていた庚申供養塔に奉獻された石灯の竿に見られる銘だけである。

(4) 考察

これらの残欠（遺物）については、年代の判定はもちろん、造立趣旨・社会的背景等についての考察は困難である。庚申竿銘と五輪塔は時代がかけはなれており、直接関係するとは考えにくい。むしろ道路をはさんだ北側の旧川上石塔群と一体をなすものと考えられるので、これと合わせて考えねばならないと思う（付近の地名・河上城跡と伝承される地名・対岸中村氏宅に残された五輪塔・寺跡伝承等）。

『市来町郷土誌』(122頁)には、昭和53年調査の折の黒田清光氏（故人、前南九州古石塔研究会会長）によれば、市来氏の庶流河上氏のものであろうと判断されている。八房川対岸の河上城跡の山麓にあることから考えればうなずけるが、しかしそう判断し得るかは資料が不足している。この墓塔群はその形態から、年代的に鎌倉時代に比定できる五輪塔があり、また年代的に相接する宝塔が2基（残欠復原）程発見されていることから、河上氏と結びつける推察も可能であろう。

またその後、整備中に発見された巨大な水輪残欠に阿号を持つ法名が発見されている。「了圓」とあり、いまだに判読されていないが、阿号を持つ法名であることは疑いない。ただ、河上氏一族の中に阿号の法名を持った者は系図の中に見当らないという（『市来町郷土誌』）。河上氏と断定し得ないとするならば、いかなる人物のものであるか、「了圓」なる人物と「了圓」なる人物を中心にして考える必要があろう。

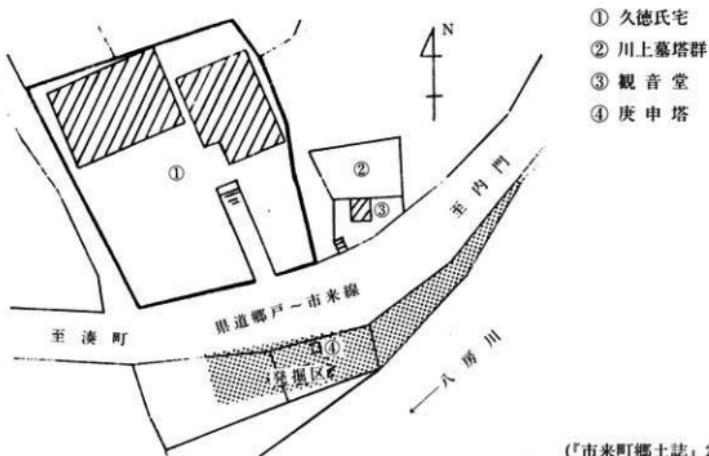
その他の遺物としては、中組集落新村利武氏の屋敷内に鎌倉時代の五輪塔がある。東洋大学の王口教授による五輪塔下の骨壺と人骨の鑑定があり、これによれば、「二重の壺」とある骨壺は、土師器で、高さ34cm・幅20cmを測る。今一つはその外陶と考えられるが、多くの須恵器の破片が散乱していたことから、須恵器であろうと考えられる。外陶の大きさについては、触れられていないが、これを包むものであるから、かなり大きいと考えられる。

また、牛ノ江・池田の県道脇に五輪塔の頭部4個があつて供花されており、南北朝時代と判断されるとある。

これらの資料から考えて、今回出土の五輪塔残欠は、久徳氏宅付近出土の五輪塔群（宝塔残欠を

あわせ)・新村氏宅出土のものと含めて今一度検討してみる必要があろう。

今回出土した残り20数個の個体からだけでは、いかなる判断をも下し得ない。出土の状況を聞いた限りでは、道路脇に乱積されており、その下層から土塙等も検出され、土師器等の遺物類も見られるという。土師器・須恵器等が新村氏宅地内から出土したことは、『市来町郷土誌』が記載するところである。土師器は久徳氏宅付近からも出土したという。これらのものを今一度総合して検討する必要があるのではなかろうか。

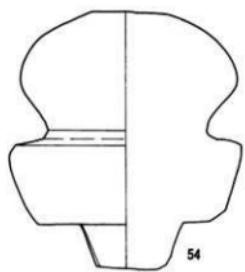


「了圓」拓影

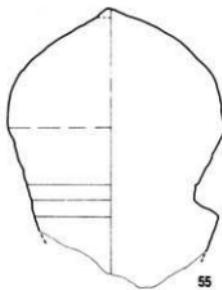


(『市来町郷土誌』224頁)

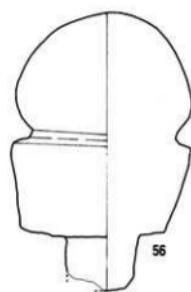
(第15図69と同一)



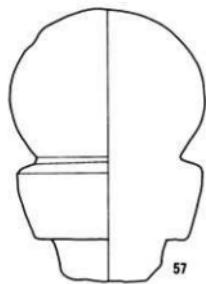
54



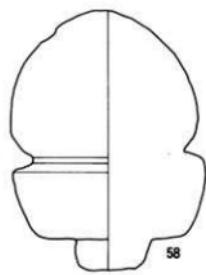
55



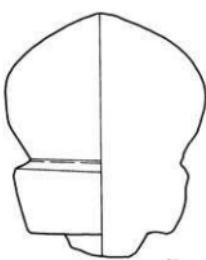
56



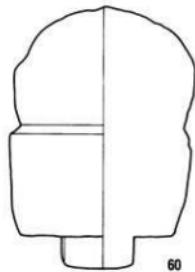
57



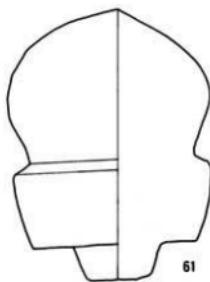
58



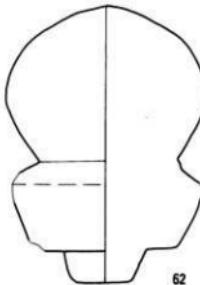
59



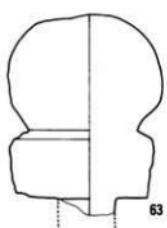
60



61



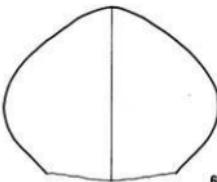
62



63

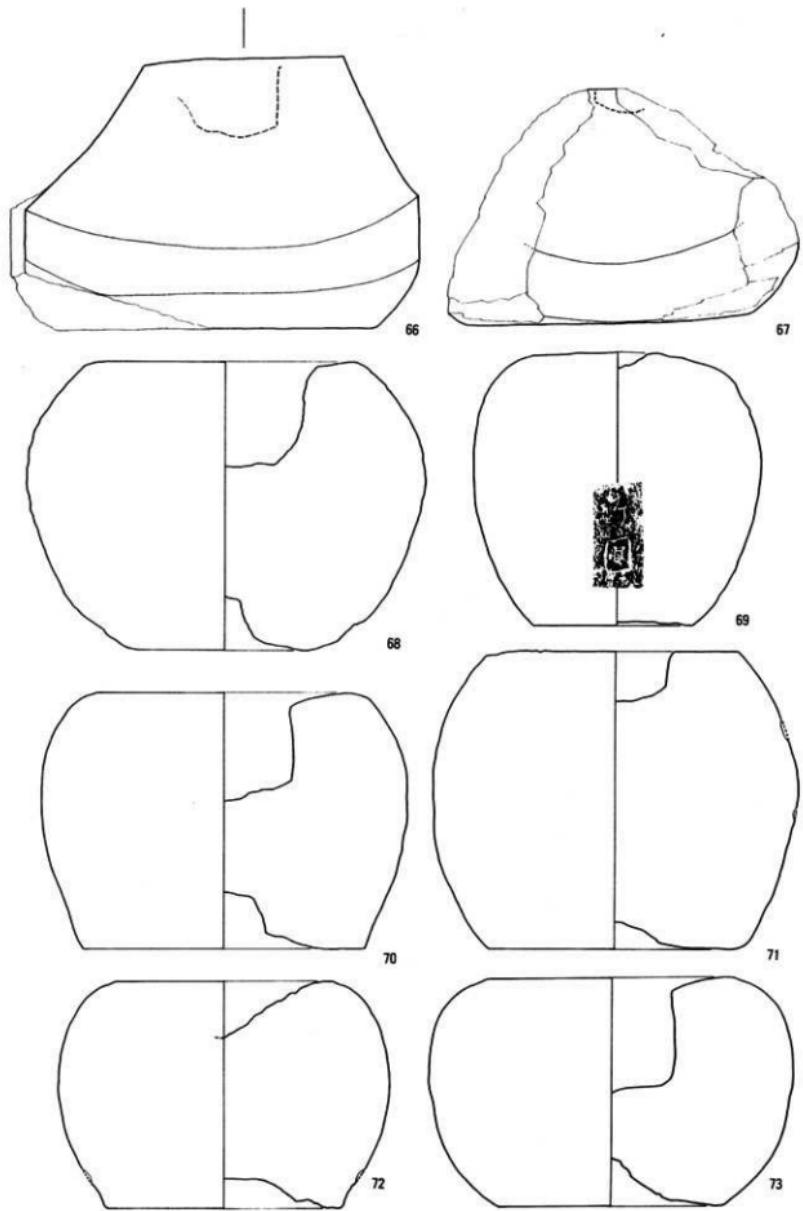


64

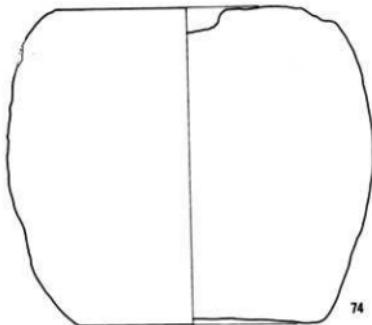


65

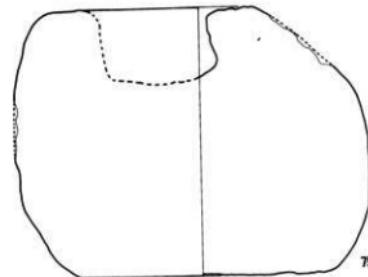
第14図 五輪塔 1



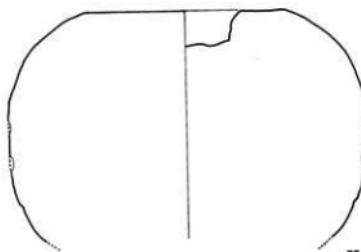
第15図 五輪塔2



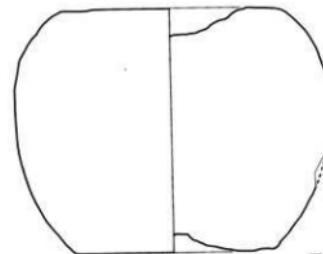
74



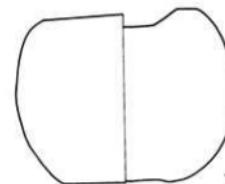
75



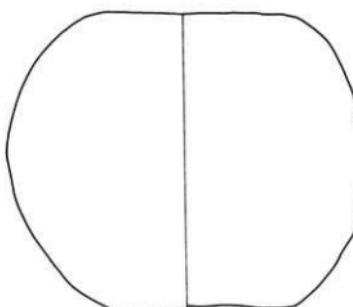
76



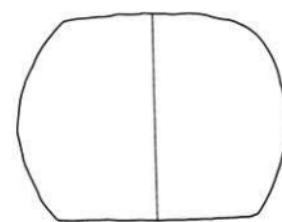
77



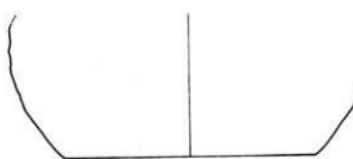
78



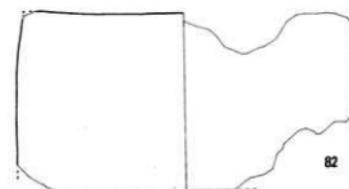
79



80



81

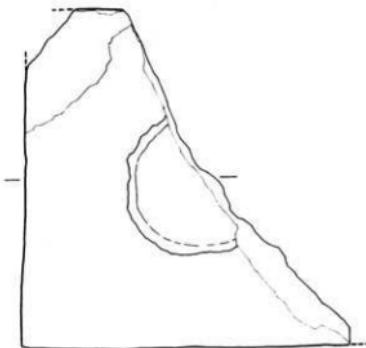


82

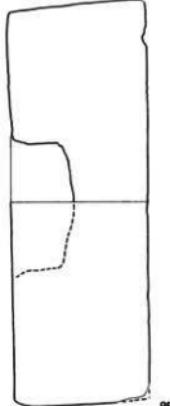
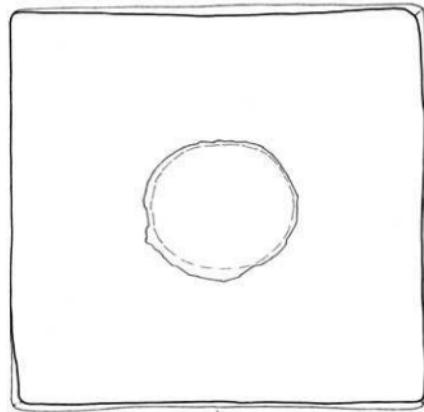
第16図 五輪塔3



83

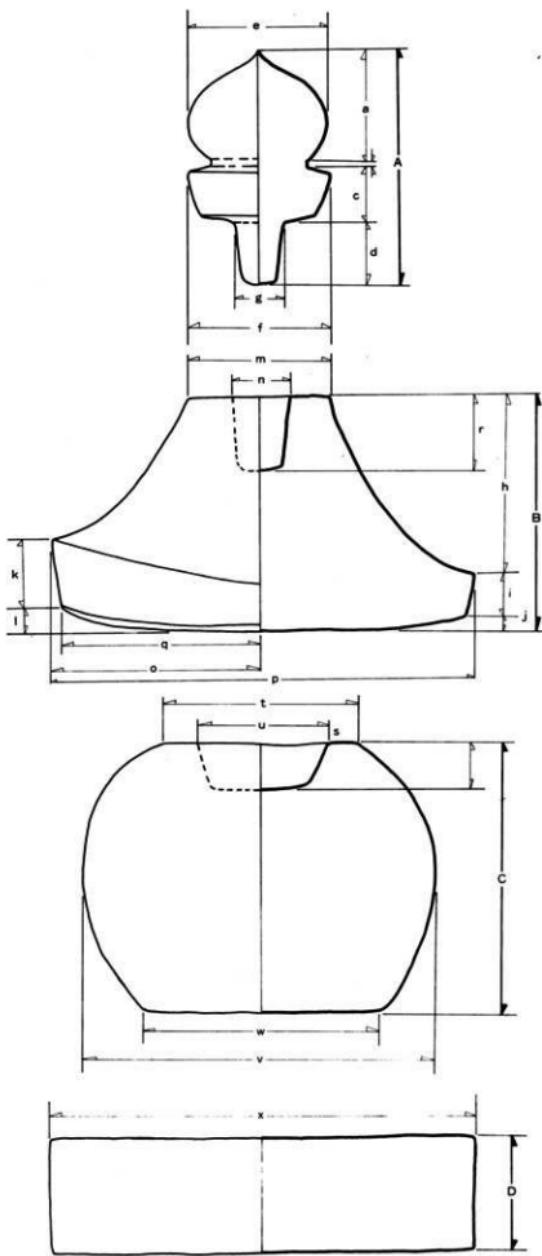


84



85

第17図 壬申洞石灯籠



第18図 五輪塔法量凡例図

第3表 五輪塔等計測表

空風輪

番号	A	a	b	c	d	e	f	g
54	28.9	13.4	0.8	9.6	5.1	24.5	26.2	11.6
55	31.2	19.8	1.6	9.8	?	24.4	23.2	?
56	31.3	13.0	1.0	11.0	6.3	19.8	20.3	8.8
57	31.1	16.9	0.8	8.6	4.8	22.0	22.9	13.4
58	29.4	16.6	0.6	8.7	3.5	21.2	21.8	8.9
59	27.6	16.3	0.3	8.3	2.7	22.5	19.7	9.5
60	29.7	13.5	0	12.5	3.7	21.0	20.6	8.7
61	30.6	17.0	0	9.6	4.0	22.9	22.4	10.3
62	31.5	17.8	0	10.0	3.7	22.5	21.0	9.5
63	22.7	13.1	0	7.7	1.9	17.5	16.4	6.0
64	25.0	16.8	0	4.6	3.6	20.0	14.7	7.5
65	19.9	?	?	?	?	23.5	?	?

火輪

番号	B	h	i	j	k	l	m	n	o	p	q	r
66	32.5	16.9	7.4	8.4	5.9	1.7	25.3	13.6	?	?	?	9.5
67	28.4	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	3.5

水輪

番号	C	s	t	u	v	w
68	35.1	12.6	22.2	31.5	49.2	20.0
69	33.2	1.9	20.0	8.8	34.6	19.0
70	30.3	13.1	31.0	17.8	44.4	22.4
71	36.6	6.1	31.3	14.2	44.2	29.2
72	28.0	7.0	26.0	24.0	40.0	28.0
73	28.1	14.1	30.2	14.8	44.1	27.0
74	36.0	3.2	30.8	11.3	41.2	26.1
75	30.6	8.7	23.1	13.0	39.5	28.5
76	26.0	4.1	22.0	12.0	40.3	?
77	27.6	3.1	24.8	17.2	35.6	22.5
78	15.4	1.9	15.3	12.4	24.6	11.5
79	33.8	—	20.0	—	40.4	21.0
80	23.8	—	21.0	—	30.4	22.0
81	15.0	?	?	?	40.4	28.0

地輪

番号	D	x
82	20.0	38.0

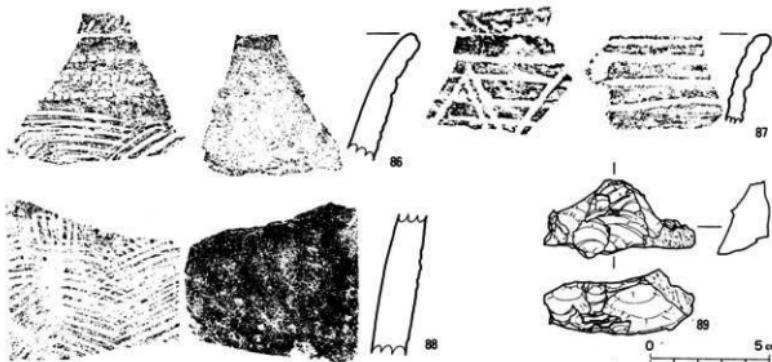
5. 繩文土器・石器

先に述べたように、庚申塚基壇周辺の擾乱部分から三点の縄文土器と石器が一点採集された。庚申塚基壇と現道との間のI b層を掘り下げる時に出土したものである。

86. 石坂式土器の外反する口縁部片である。口唇にヘラ状工具による刻みが施され、口縁の下には三列の刺突文が巡っている。胴部には貝殻条痕が綾杉状に施文されている。外面とも丁寧な撫で調整である。色調は赤褐色を呈し、胎土には石英・長石・輝石・赤色スコリア等の砂粒を含み、焼成は堅緻である。
87. 曾晉式土器の外反する口縁部片である。口唇にヘラ状工具による刻みがあり、口縁内面には横位の沈線文が四条施されている。口縁外面には横位の沈線文の上から二本一組の鋸歯文が施されている。色調は石褐色を呈し、胎土には石英・長石・輝石等の砂粒を含み、焼成は堅緻である。
88. 石坂式土器の胴部片である。外面には貝殻条痕が綾杉状に施文され、内面は丁寧な撫で調整である。色調は赤褐色を呈し、胎土に石英・長石・輝石・赤色スコリアなどの砂粒を含み、焼成は堅緻である。胎土・色調等から判断して、86と同一個体と思われる。
89. 黒曜石の角礫を素材にした石核である。最終作業面を観察すると、剥片剥離は向かって左から右に移動し、一番左の剥離で終わっているのが解る。また、最終的に打面となっている面も剥離の重なりを見ると、打面作成・打面調整と見るよりは目的剥片を剥離した感じを受ける。つまり、作業面を打面に転位し、今残されている作業面の剥離が行なわれたと判断される。なお、打面と作業面に礫皮面をわずかづつではあるが残しているところから、剥片剥離はさほど進行していないと思われる。

第4表 縄文土器・石器類図表

番号	区	層	器種	部位	胎 土	調 整	地成	色調
84	B - 2	I b	深鉢	口縁	石英 長石 輝石	内ナナ外ナナ	良	赤色
85	B - 2	I b	深鉢	口縁	石英 長石 輝石	内ナナ外ナナ	良	赤色
86	B - 2	I b	深鉢	胴部	石英 長石 輝石	内ナナ外ナナ	良	赤色
番号	区	層	器種	部位	石 材	作業面幅	作業面高	
87	B - 2	I b	石核	全	黒曜石 角 矽	6.3cm	6.4cm	



第19図 縄文土器・石器

第Ⅳ章 中世の川上

第1節 文献からの考察

中世の川上を論ずるとき、当地の在地領主である河上氏の存在を抜きにしては語れない。好運にも同氏は「河上文書」という家文書を若干残しているので、この文書を素材として本章の課題に迫ってみたい。なお、これらの文書史料を利用して市来氏・河上氏を通じて論じた先行研究に、「市来町郷土誌」⁽¹⁾・「東市来町郷土誌」⁽²⁾があり、また、関連史料を集めた五味克夫「市来町大里来迎寺跡墓塔群」⁽³⁾がある。これらによって、中世の市来・川上についてはほぼ論じ尽くされた感があるが、なるべく重複を避けて、新たな観点から考察を試みてみたい。

(1)

『日置郡地誌備考追録上』・「川上村管轄沿革」の項に、「古時市来院ニ隸ス、鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ属ス、弘安五年市来政房ノ弟橋口家忠河上名ノ地頭職タリ、家忠ノ子家光氏を川上ト改ム、家久・家忠・家長相承河上村ノ地頭職タリ、其後家長ノ裔孫日州高岡ニ移サル」とあるごとく、市来院都司市来氏の庶流橋口氏が河上村の地頭職（実際は名主職、島津氏の有した惣地頭職に対し小地頭職と呼ばれる）を得るに至り、その地名を取つて河上氏を名乗るようになった。中世の在地領主が、その所領の名を名字とすることはよく知られており、その意味で上の説明は正しい。しかし、実際の文書史料で「河上」を名字として使用するようになるのは14世紀以降のこと、それ以前は「橋口」と名乗っている。この橋口とは何か。従前の先行研究ではこの点全く等閑に付されていた。この問題は河上氏がどこに館を構えたかという重要な問題と関連する。河上名を知行して、河上氏と称したのだから、当然河上のどこかに館を構えていたという先入観がなかったであろうか。この点今一度考え方直してみる余地があるようである。この橋口とは恐らく河上氏の名字の地と考えられる。そこでこの橋口という地名を現行の小字の中に求めてみると、市来町大里に「橋口」と「橋ノ口」の二ヶ所あることがわかる。いずれが名字の地であるか断定することは難しいが、両小字の近辺には上城・詰城・鍋城・来迎寺・小字「堀ノ内」等の市来氏に縁の深い旧跡が集中している。おそらく河上氏の初代家忠もこのいすれかの橋口に館を構えていたのであろう。それ故、橋口は彼の子孫に代々名字の地として特に意識され、河上名を領有するようになっても14世紀まで橋口と名乗ったのであろう。

(2)

次に、河上氏の支配領域について考えてみたい。建久8年(1197)6月の薩摩国団田帳写によれば、「市来院百五十町島津御庄寄郡」⁽⁴⁾院司僧相印⁽⁵⁾・「地頭右衛門兵衛尉」とある。市来院150町は島津荘の寄郡（所当は国司・領家で二分され、公事は領家に納める半不輸の地）で、地頭右衛門兵衛尉とは、当國初代の守護で、島津荘政所の実質的支配者であった島津忠久である。院司僧相印とは、建久8年12月24日の内裏大番役支配交名注文案に見える「市来都司」と同人であろう。

この後、市来院の惣地頭職は以下のように、島津家嫡流に代々相伝されていく。

島津忠久→忠時→久経→忠宗→貞久→宗久→貞久⁽⁶⁾

ところで、中世の川上は史料上、「河上名」・「河上村」等と記されているが、その実質は市来院内の名の一つであったと思われる。別の史料からは他に、伊作田名・長里名・大里名・養母名等⁽⁷⁾

の存在が知られる。建武元年(1334)2月21日、島津貞久は勲功の賞として、後醍醐天皇より市来院名主職を宛て行われるが、この職の実態が上の各名の総体としての名主職であったのか、いずれか一つの名を指すものかは不明である。

さて、次に掲げる史料は市来院の在地構造を知る上で貴重なものである。

「高江長島寺門前吉留五郎左衛門所持之文書」

譲渡 子息次郎左衛門尉家連所

在薩摩国市来院内水田蘭等事、

一、大里村内河崎蘭一所并水田五段、東者限大道、南西者限古河田、北者限大河、

一、永里名下矢母村内半津幾宅町、

右、件水田蘭等、印阿重代相伝所領也、而子息次郎左衛門尉家連限永代所譲渡也、至于子孫末々無他妨可領知、但方々御年貢・色々成物・恒例臨時御公事仁宛天、自河崎米二斗本斗升、錢參百文、半津幾仁米二斗本斗升、直量定、錢參百文每年惣領方仁可弁也、此外者万難公事・臨時課役所停止也、仍為後日譲状如件、

応安五年二月九日

³⁶

応安5年(1372)2月9日に印阿が、子息家連に市来院内の水田蘭等を譲与した譲状である。印阿も家連も市来氏や河上氏の系図には見えず、何人であるのか明確にしがたいが、「河上氏系図」によれば、家長以降代々の当主が、「次郎左衛門尉」を名乗りとしていること、更に河上氏の通字である「家」の一字を有することなどから、家連は河上氏の庶流にあたる人物ではなかったかと思われる。また、応安7年(1374)11月の市来忠家目安状写にも、「親類左近大夫家連」とあることなどから上記の推測はほぼ妥当なものと思われる。

さて、この史料から次のような注目すべき事実を読みとることができる。まずこの家連なる人物は河上氏の庶流にあたるが、河上氏であるからといって、決して河上名だけをその支配領域としていたのではないことがわかる。大里は河上の南、市来氏に関連した旧跡が多く残るところで、永里は現在の東市来町長里にあたる。従来考えられていたよりも、河上氏の所領は広範囲にまたがっていたのである(後述)。

二点目は、「大里村内河崎蘭一所并水田五段」という記述から、14世紀末の市来院において、いわゆる蘭(在家)体制の存在が確認できる事である。蘭とは当時の南九州において広く見られ、四至が確定された一括の土地で、その周囲も自然の境界以外は水田・蘭との境を垣で囲われており、その中心には屋敷(在家)があり、そこには領主の一族または農民が居住し、周囲には田畠荒野・堀が存在した。おそらくこの河崎蘭は農民が居住した蘭と思われるが、このような蘭が他にも多くあったに違いない。河上氏はこれらの蘭を、その財産の一つとして譲与の対象としていたのである。なお、天文8年(1539)霜月吉日市来院伊作田名坪付には、木場之門の存在が知られる。市来院内における「門」の初見史料である。

三点目は、鎌倉時代の惣領制の残存である。14世紀末のこの時期において未だ分割相続と、惣領の庶子に対する年貢・公事の支配が行われている。河上氏内部における族的結合については全く知るところがないが、一般には13世紀末頃から惣領の単独相続が行われ、惣領の権限が強化される状況から考えると、当時の河上氏内部では、庶子は惣領から比較的独立した立場にあったのであろう。

ところで、河上氏は市来院内のどの範囲をその所領としていたのであろうか。15世紀以降の所領坪付によりながら考えてみたい。まず河上名があげられる。寛正3年(1462)の坪付では、「八町 河上、二町 牛の江」とある。また、享禄3年(1530)4月6日の島津勝久宛行状には、「河上名十二町 牛江三町」とある。河上名と牛の江が併記されていることから、牛の江は河上名に含まれていなかったようである。現在、牛ノ江は大字川上となっている。河上名の範囲を確定することは難しいが、少なくとも牛ノ江よりも内陸部の、八房川沿岸に沿って開けた水田地帯であったと思われる。



第20図 河上氏所領分布地図

西野	所領名	名	比定小字名	地図中番号	出典	西野	所領名	名	比定小字名	地図中番号	出典
1372	大里村内岡崎裏 下久母村内牛津裏	長里	岡崎裏・岡崎裏茶屋 武津宿	1 2	吉之進市東八 那古門御園	?	柳田	伊作田	柳田	13	河上文書24号
1462	河上 牛の江 いてのこは いむた 山之越 かき内田 かきのそり 水主なやま 水主中少代有 本原 脚かまつ さかりをき(脚)の脚 船下 あらやかはら 足のばら		牛之江+原・牛之江北平 下り松 北安条+原・南安条+原	3 4 5 6	河上文書25号	?	平田	*	平田	14	
						いさまいし 鶴岡 大むれ田 こうへ 西尾かみ 長里	兵 大里	十郎町 大牛田 中クウヘ・トラウヘ 西尾 西尾・丸	15 16 17 18		
						*	袖丸	*	袖丸	12	
1539	福と くまと あみせ 武田 うら田 ほの葉 風葉園 くす丸	伊作田	福元 久木元 永田 通田 外園 袖+丸	7 8 9 10 11 12	河上文書25号	?	木はら いふやま あんちやか領之内 こんけの原 ゆの原 ゆたきこ ひかへ さはま くゑの下	走安条+原・南安条+原 鶴岡町 (?)	6 19		
						中した 石田	東 田 城	向新 古保井西原・古保井東原 扇ノ平(くえのひら)	20 21 22		河上文書26号

第5表 河上氏所領一覧

次に河上氏の史料上にあらわれる所領を、現行の小字に比定して地図上に落としてみよう。いずれも断片的な史料で、しかも15世紀以降のものであるが、大まかな傾向はうかがえると思う。

この地図からも読み取れるように、河上名を領有し、河上氏を名乗った室町期においてさえ、その所領は河上名以外の市来院中に広がりをもっていたことが明かとなる。

(3)

市来院は東シナ海に面していることから、古くより海上交通と密接な関わりを持ってきた。ここでは、市来氏・河上氏と海上交通との関係を見てみよう。

次に掲げる鎮西下知状は、市来氏と海上交通との興味深い関係を教えてくれる。

薩摩国伊作庄地頭下野彦三郎左衛門尉忠長代行長申小船壳般事。

右、如訴状者、当庄住人弥平五以下輩、對同國市来院住人志布志入道、令借用小船一艘之処、件船於海路破損畢、而彼入道後家尼、帶在所領主市来孫太郎家貞代七郎入道如道举状、以誓淨證為代官、訴状當庄領家代勝道之間、為船代、引渡得善法師一類三人於如道之後、經十六箇年之處、彼尼又企奸訴及違乱云々、仍為糾明、可召進件尼、同淨證等由、度々被仰家貞之処、無音之間、以頼桂次郎左衛門尉久純、鮫鳴彦次郎家藤等、重加催促之処、如久純等執進今年七月二日、同十六日家貞請文者、下野彦三郎左衛門尉忠長代行長申借船事、可相触志布志尼之處、自去五月之比、為物詣上洛之間、不及召進、下向仕候者、急可召進云々者、家貞度々催促、寄事於物詣、于今不召進彼尼之條、不通難渉之咎歎、然則於彼船者、永可令停止件尼競望者、依仰下知如件、

正和三年十一月二七日

前上総介平朝臣(押印)

伊作莊地頭島津忠長(久長)代行長と志布志尼との小船一艘をめぐる相論を載許した鎮西探題金沢政顯の下知状である。文意は次のようになろう。行長の訴状によれば、伊作莊住人弥平五以下の

輩が、市来院住人志布志入道から小船一艘を借用したところ、海で船を破損してしまった。そこで志布志入道の後家尼（志布志尼）は、在所の領主市来家貞（時家）代如道の訴状を帯びて、尼の婿淨證を代官として、伊作莊領家代勝道に訴えた。その結果、船代として得善法師一類三人を如道に引き渡した。その後16年を経て、志布志尼が再び奸訴を企て、違乱に及んだということである。亂明のために、志布志尼と淨證を出頭させるように度々市来家貞に命じたが、全く返事がないので、穎娃久純と鷺鳴家藤等をして重ねて催促をさせたところ、久純等が提出した今年7月2日と16日の家貞の請文によれば、志布志尼は5月から物詣でのため上洛しているので、出頭させることができない。戻り次第すぐに出頭させます、というものであった。家貞は度々の鎮西探題の催促に背き、物詣で等にかこつけて今になんでも志布志尼を出頭させないのは、難渋の咎に相当するものである。よって、例の船に付いては永く志布志尼の競望を停止するものである。

さて、ここで注目したいのは志布志入道と志布志尼の二人についてである。詳しいことは不明であるが、おそらく領主市来氏のもとで海上交易に携わる者ではなかったかと推測される。志布志を名乗りとすることから、その出自は太平洋岸の志布志と何らかの関係があったものと思われる。小船一艘を貸し与えることができ、物詣でのために7ヶ月間も上洛することができるほどの経済力を有した人物であった。このように海上交易に専門的に携わる人々が他にもあって、市来氏の海上交易に寄与していたのである。時代はやや下るが、寛正3年(1462)の市来院坪付には、「水主なかやま、水主中みち代有」の名があり、彼らもやはり志布志入道と同様の性格を有した人物と思われる。

南北朝期以降は、確実な史料によって市来氏の海外貿易の事実を証することができる。例えば、かつて市来院内山寺（現在東市来町養母）には、高麗製の鐘があったが、その銘によれば、明徳5年(1394)ごろ、朝鮮の商人がこの鐘をもたらし、それを内山寺の関係者達が購入し、本寺に捨入したものであった。末尾には、大檀那前筑前守大藏（市来）忠家と住持比丘権律師定範の名が記されている。以上のことから、³⁹当時朝鮮の商船が市来へ来航し交易が行われていたことが知られるのである。その交易に当地の領主市来氏が関与していたことは想像に難くない。『李朝実録』に遣使者として、市来氏（親家・久家）の名が見え、『海東諸国紀』にも、1468年に大藏氏久重と大藏氏久等が朝鮮に使いを送ったことが記されていることなどはそのあらわれである。

以上のように、市来氏は東シナ海に面するという地の利をいかして、鎌倉時代以降中世を通して、海と深い関わりを持ち続けたのである。

(4)

ここでは最近の中世墳墓をめぐる文献史学の成果と針原遺跡との関連を考えてみたい。

静岡県の一の谷中世墳墓群遺跡の保存運動を契機に、中世墳墓の研究が大きくクローズアップされた。歴史学・考古学・民俗学等の関連諸科学の研究者達が一同に会し、シンポジウム等が開催され、貴重な研究成果が公にされた。⁴⁰その中でも特に、中世墳墓の「場」をめぐる議論に注目してみたい。

中世の都市において、その都市の機能がどのような場に配置されていたのか。市場・町屋・寺院・神社・墓所等が都市のどの部分に配置されていたかという問題は、綱野善彦氏が指摘するとおり、極めて重要な問題であるといえる。それでは、墓所はどのような場所に設定されたのであろうか。⁴¹

従来の成果では、墓は境界としての意味を持ち、鬼の住む人里離れた場所（山林）というイメージで中世の人々に捉えられていたといふ。このことは例えれば、鎌倉時代に豊後國守護大友氏が制定した「新御成敗状」という法律に、府中に墓所を作ることを一切禁じ、もし違反する者があれば、強制的に改葬させ、違反者の屋地を没収すると規定されていたことでも理解できる。

それでは、針原遺跡はどのような『場』にあったのであろうか。針原遺跡の北側の山を一つ越えれば、薩摩郡（現串木野市）に至り、この遺跡は市来院の最北端に位置し、市来院と薩摩郡の境界部分にあったことがわかる。また昔この付近は堂坂と呼ばれ、県道ができる以前、道はここから八房川の上流の方の川土堤へ出て、急な坂になっていたといふ。大きな椎の木が茂り、寂しい場所で、時々不気味なま暖かい風が吹くのでここを通る人々は恐がったといふ（このような状況がそのまま中世に当てはまるかどうかは慎重な検討を要するが）。針原遺跡はこのような『場』にあったのである。針原遺跡の『場』としての機能は、近年の研究成果に見事に合致する。市来院の中心部から遠く離れた場所に位置し、人里離れた寂しい場所であったのであろう。³⁴

註

- (1)『宮崎県史史料編中世1』所収。同書の解題によれば、「河上文書」は現在宮崎県総合博物館に架蔵されている。慶長5年(1600)、日向高岡外城の成立にともない、薩摩より移住。近世を通じ高岡郷士として存続し、今に続く。『旧記録』に収録されている「河上文書」は、「高岡士河上次郎左衛門家藏」とある。本章における「河上文書」の引用は、「宮崎県史」の文書番号による。
- (2)市来町郷土誌編集委員会編『市来町郷土誌』1982年。
- (3)四元幸夫『東市来町郷土誌』東市来町教育委員会、1988年。
- (4)五味克夫「市来町大里来迎寺跡墓塔群」(『鹿児島県文化財調査報告書』第14集、1967年)。
- (5)鹿児島県歴史資料センター黎明館史料編さん室所蔵影写本による。原本は東京大学史料編纂所蔵。なお、史料調査にあたっては、黎明館史料編さん室に多大の便宜をはかっていただいた。記して感謝申し上げる次第である。
- (6)13世紀代は専ら「橋口」と名乗ることが多く、14世紀は「橋口」と「河上」が混用されている。嘉暦4年(1329)まで「橋口」を名乗った事例が知られる(嘉暦4年7月日橋口道一女子代道円重申状、「河上文書」9号)。なお、後世の事例であるが、伊地知季安が文政10年(1827)に書写した「大蔵姓河上氏系図文書」(『諸家系図』卷之五、鹿児島県歴史資料センター黎明館史料編さん室所蔵影写本)によれば、14世紀後半から15世紀にかけての歴代当主には「橋口山城守 小名字河上」と記されている。
- (7)『大日本古文書家わけ第十六島津家文書之一』164号。以下では、「島津」と略記する。
- (8)『江田源助藏本』(『鹿児島県史料旧記録前編一』175号、以下では『旧記』と略記する)他。
- (9)文永2年6月2日島津道佐(忠時)置文誠状等案(『島津』142号)・文保2年3月15日島津道義(忠宗)譲状(『島津』39号)・元德3年8月9日島津道鑑(貞久)譲状案(『島津』299号)・延文元年8月6日足利義詮安堵下文(『島津』64号)。
- (10)文保元年8月20日鎮西御教書(「河上文書」6号)。

- (11)貞治6年6月27日島津氏久・基久連署宛行状（「河上文書」17号）。
- (12)天文8年霜月吉日薩摩国市来院伊作田名坪付（「河上文書」23号）。
- (13)応安5年2月9日印阿讓状写（「宮之城市來八郎左衛門系図」所収）。
- (14)年不詳12月27日薩摩国市来院坪付（「河上文書」24号）。
- (15)建武元年2月21日後醍醐天皇輪旨（『島津』46号）。
- (16)前註(13)。
- (17)「河上文書」33号。
- (18)「備忘録抄下」（『南北朝遺文 九州編』5147号）。
- (19)五味文彦「領主支配と開発の展開」9頁（福島金治編『島津氏の研究』〈戦国大名論集16〉吉川弘文館、1983年）。
- (20)前註(12)。
- (21)寛正3年4月15日薩摩国市来院坪付（「河上文書」21号）。
- (22)「川上氏文書」（『鹿児島県史料旧記録前編二』2167号）。
- (23)『島津』205号。
- (24)前註(21)。
- (25)『東市来町郷土誌』143頁。
- (26)増田勝機「中世薩摩の海外交渉—朝鮮・中国との関係を中心に—」（大林太良他編『隼人世界の島々』〈海と列島文化5〉小学館、1990年）。
- (27)前掲増田「中世薩摩の海外交渉」・『市来町郷土誌』200～6頁。
- (28)申叔舟著・田中健夫訳注『海東諸国紀』岩波書店、1991年。
- (29)石井進・萩原三雄編『中世社会と墳墓—考古学と中世史研究3—』（帝京大学山梨文化財研究所シンポジウム報告集）名著出版、1993年。網野善彦・石井進編『中世の都市と墳墓—一の谷遺跡をめぐって』日本エディタースクール出版部、1988年。
- (30)網野善彦「中世都市と『場』の問題をめぐって」（前掲『中世の都市と墳墓』）。
- (31)松井吉昭「『墓』・『墓所』のイメージ」（『鎌倉遺文月報』29、1985年）。
- (32)鎌倉幕府追加法196条（佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第1巻 鎌倉幕府法』岩波書店、1955年）。類似の法令は既に律令時代の令の中にも見られ、中国・ギリシャ・ローマ等の古代都市にも共通する規制があった。鎌倉幕府も同様の法令を一般原則としており、従って、この場合法が規制する実態があったというよりも、支配者階級に共通する観念として、この法令の意義を捉えなければならない。石井進「中世墓研究の課題」（前掲『中世社会と墳墓』）参照。
- (33)『市来町郷土誌』224頁。
- (34)針原遺跡をこのように捉えると、八房川を挟んで南に位置する河上城の性格が問題となってくる。『市来町郷土誌』によれば、同城は河上氏の城塞であるという（212頁）。しかし、この点については確実な史料があるわけではなく、ただ漠然と川上にあることから、河上氏が使用した山城であると考えられている。さらに、針原遺跡が河上氏の墓所跡といわれていること（同書221～4頁）も同様である。針原遺跡と河上氏・河上城との関係については、充分に再考の余地があるものと考えられる。

第2節 発掘調査からの考察

針原遺跡のこのたびの調査結果を概観すると、遺物の量が少ないにかかわらず年代的に広範囲に渡るようと思われ、また、遺構に伴出する遺物が一点も無いことから、この土壙群の時期設定に困難を感じる。

さて、出土遺物の主体となる土師器の年代であるが、南九州では遺構に伴う一括遺物に恵まれないことと、土師器の出土量が他の地域に比べて少ないとから、編年がなされていないけれども、西ノ平遺跡の掘立柱建物に伴う一括遺物の例や、北九州の編年を参考にすると、9世紀から14世紀ぐらいまでのものと思われる。

これらのうち古い時期のものは、第10図26の切り高台や35の脚台付き皿の脚台、第10図17~19の黒色土器等の椀、第11図37~39の甕等であろう。これらのおおよその時期は9~10世紀と思われる。

次の時期のものとして、11~12世紀くらいと思われる第9図1~9、第10図28・29、32~34のへらきり底部の壺・小皿があり、最後の時期のものとして、13~14世紀くらいのものと思われる第9図10~15、第10図30~31、第11図42の糸切り底部を持つ壺・小皿・石鍋等がある。

また、土師器のほかに、表土層からではあるが近世の遺物の存在にも留意して置きたい。

次に、この出土遺物と土壙との共伴関係であるが、7基の土壙に1点も伴出遺物がないために不明であると言わざるをえない。故に、遺物を手掛かりに土壙の時期を推定することは不可能である。

一方、土壙の平面形態はおおよそ隅丸方形である。この面から時期を推定するとするならば、近いところで川内市成岡遺跡・西ノ平遺跡の中世墓は円形、近世墓は方形という例があるが、墓穴の形態には、習俗の違いによる狭い範囲での地域性が強いと言われているために、余りあてにできないと思われる。

また、表土層から採集した五輪塔がこの土壙の上に立っていたと仮定しても、五輪塔そのものの年代もはっきりしていないことから、この面からの時期の推定も不可能である。さらに、第15図69の水輪に刻まれた「了円」の文字は針原遺跡の年代や性格を考える上で重要な資料であるが、この人物が何者であるか明らかにしたうえに、土壙や出土遺物との時間的関係が不明であるために、「了円」をでがかりにした文書等からの検証も行ないがたい。

以上のようなことから、この遺跡を「河上氏の墓」と判断するのは困難である。

それでは、この遺跡の性格をどのように理解すればよいのだろうか。五輪塔や中世・近世の遺物の出土を併せ考えれば、慶長5年(1600)河上氏が日向高岡に移住した後もこの墓地が使用されていることから、特定の一族と結び付けるよりも、中世以来川上地区の共同墓地として利用されていったと、捉えるべきではなかろうか。そして、江戸時代中期になって庚申塚や観音堂が建てられるなど祭祀・信仰の場としての性格を備えるようになったと理解したい。

また、間取り調査によれば、この針原遺跡の北側にはかつて寺院があったという。現在では廃寺となりその名前さえ判明せず、開山の時期も不明であるが、少なくとも近世には存在していたであろうから、針原遺跡とこの寺院の関係も注意しておく必要があると思う。

最後に、再び出土遺物についてふれたい。中世の出土遺物のうち、滑石製石鍋と備前焼に注目したい。針原遺跡のすぐ横を流れている八房川地域では、針原遺跡だけではなく、市来貝塚の青磁・白磁・石鍋、西町遺跡の青磁等古代末から中世の交易によってたらされた文物が見られる。この事

は、前節で述べた市来院での交易活動と切り離して考えるよりは、この交易活動を背景に考えたほうが理解しやすい。さらには、この八房川を利用した内陸部への流通経路の可能性も考えられるのではないかろうか。

より具体的な中世史像を描くためにも、このような流通経路をも視野に入れた調査・研究の進展が期待される。今回の調査では何も解明できなかったが、このような調査の第一歩と位置付け、今後の調査の指針としたい。

※1 「成岡・西ノ平・上ノ原遺跡」鹿児島県教育委員会1983・3

※2 「福岡南バイパス関係埋蔵文化財調査報告 第8集(下)」福岡県教育委員会1978・3

※3 ※1に同じ

※4 市来町川上の中島清次さん、田淵よし子さん他数名からの聞き取り

※5 「川上(市来)貝塚」1991、「川上(市来)貝塚2」1993、市来町教育委員会

※6 大久保浩二「東市来町玉田遺跡と市来町西町遺跡の採集資料」「大河4号」1993

※7 江戸時代の事例であるが、『三国名勝図会』巻之九によれば「兩川(八房川と渡瀬川、引用者註)合流の所より、海口でおよそ一町許、海口当郷(市来郷、引用者註)の内にて水勢最大なるゆゑに、遠近の舟泊多く来て繫泊せり」

第3節 結語

本章では次のようなことを述べた。

- (1)中世の川上地区の動きを知るために、河上氏関係の文書を調べ、次のようなことが検証できた。
 - ①市来氏の庶流である河上氏は、市来院中の各所に所領を持ち、その支配領域は河上名だけにとどまらなかった。
 - ②鎌倉時代以降中世を通じて、市来院には東シナ海に面するという地の利をいかして、海上交易に携わる人がおり、領主市来氏(河上氏)の庇護を受けていたと考えられる。
 - ③針原遺跡と河上氏・河上城との関係は再考の余地がある。
- (2)中世の文献史料学的研究成果からえられる墓地の「場」の機能と針原遺跡の「場」の機能は合致し、針原遺跡の墓地としての評価を文献史の上からも検証できた。
- (3)発掘調査の成果から次のようなことが言える。
 - ①針原遺跡は「河上氏の墓」と断定するのは困難であるが、川上地区の共同墓地の可能性が高い。近世・近現代には祭祀・信仰の場として機能していた。
 - ②針原遺跡はじめ八房川流域の遺跡には国内外との交易によってもたらされる文物があり、中世市来院の経済活動の一端を物質史料学的に証明できた。さらに、八房川を利用した内陸水運の可能性も考えられる。



伐採前, 伐採風景



伐採前, 表土除去作業



発掘風景

図版 1

A・B-4・5区遺物出土状況



土師器塔(第9図11)出土状況

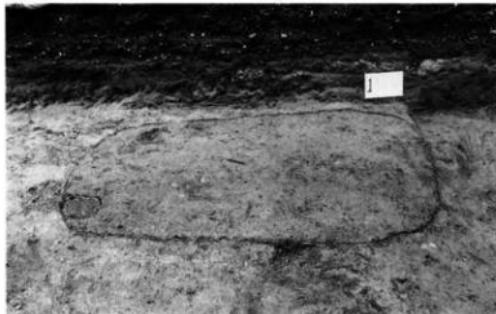


土師器小皿(第10図28)出土状況



図版2

土括 1 檢出狀況



土括 2 檢出狀況



土括 3 檢出狀況

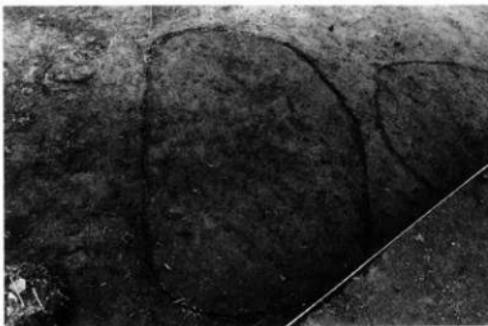


圖版 3

土塹4検出状況



土塹5(右), 土塹6(左)
検出状況

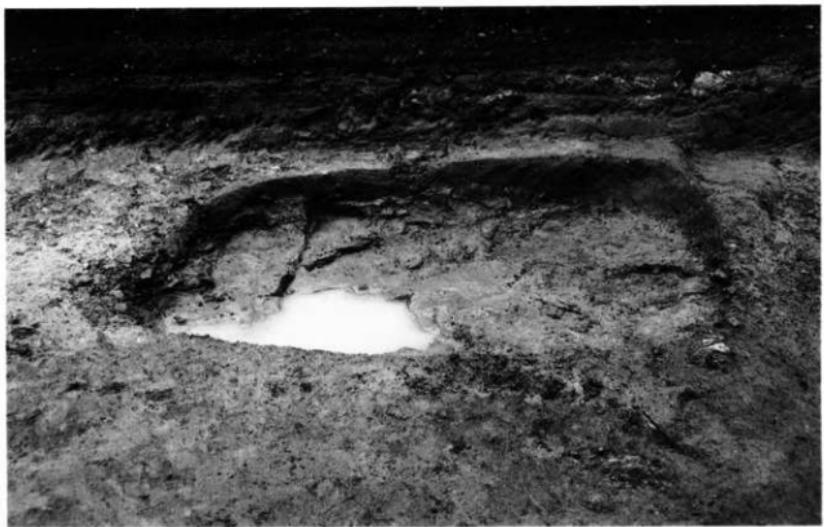


土塹7検出状況
(発掘中は土塹1)



図版4

土壤 1 完掘状况



土壤 2 完掘状况



图版 5

土坑 3 宠掘状况



土坑 4 宠掘状况



图版 6

土块5 完掘状况

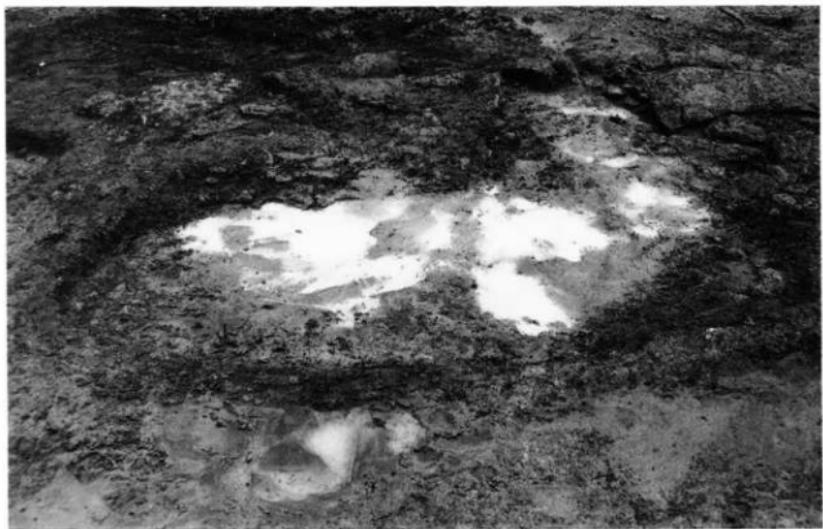


土块6 完掘状况



图版 7

土括7完掘状況



土括1～7配列状況(人物の両手は長軸線を示す)



図版8

発掘前移設の庚申祠

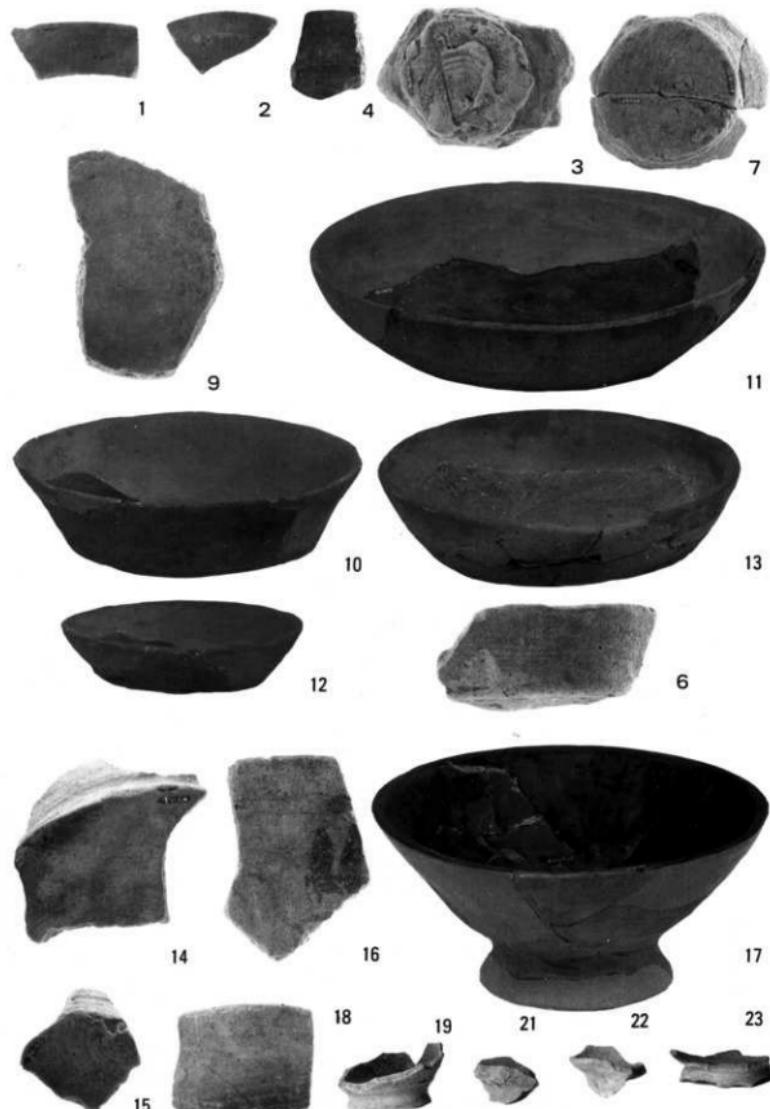


庚申祠基壇完振状況



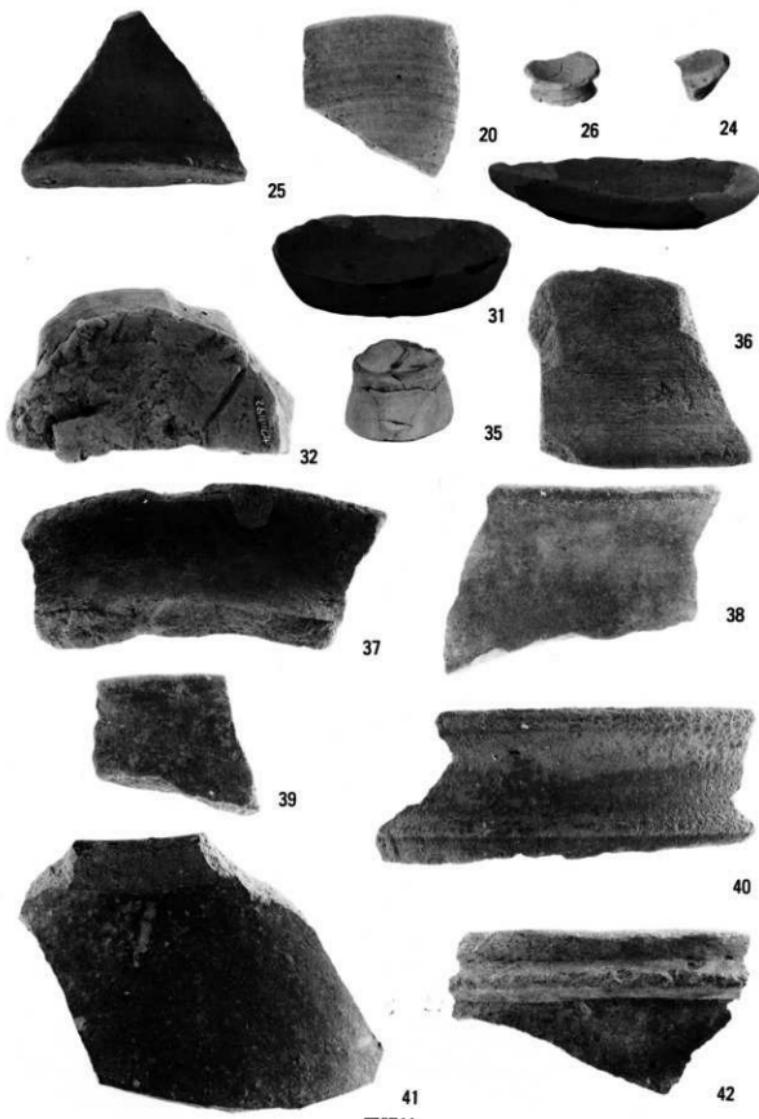
図版9

出土遺物2(土師器等)



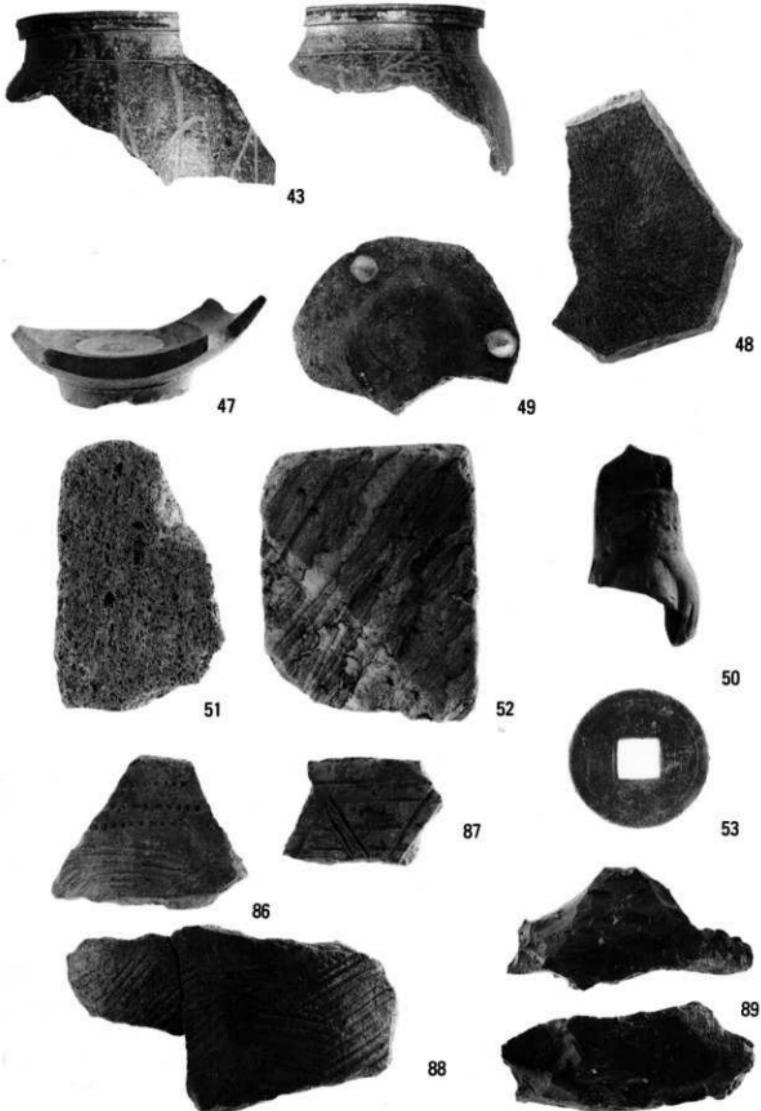
図版10

出土遺物3(近世陶器等・縄文土器・石器)



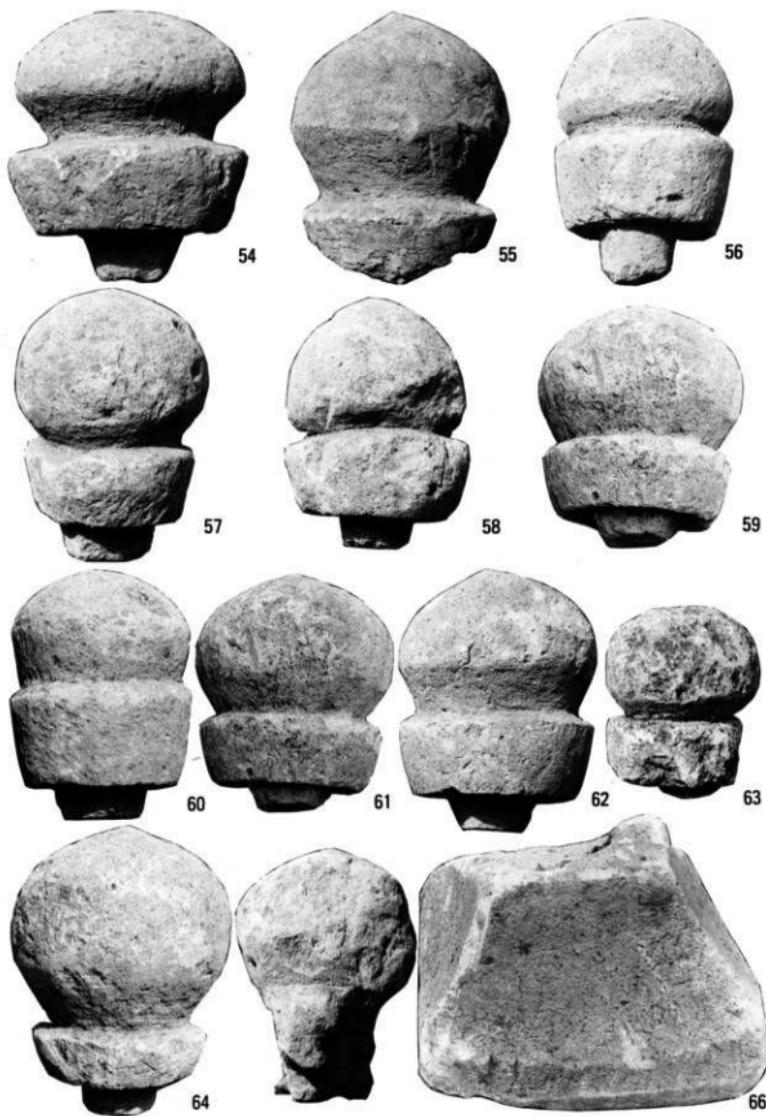
図版11

出土遺物3



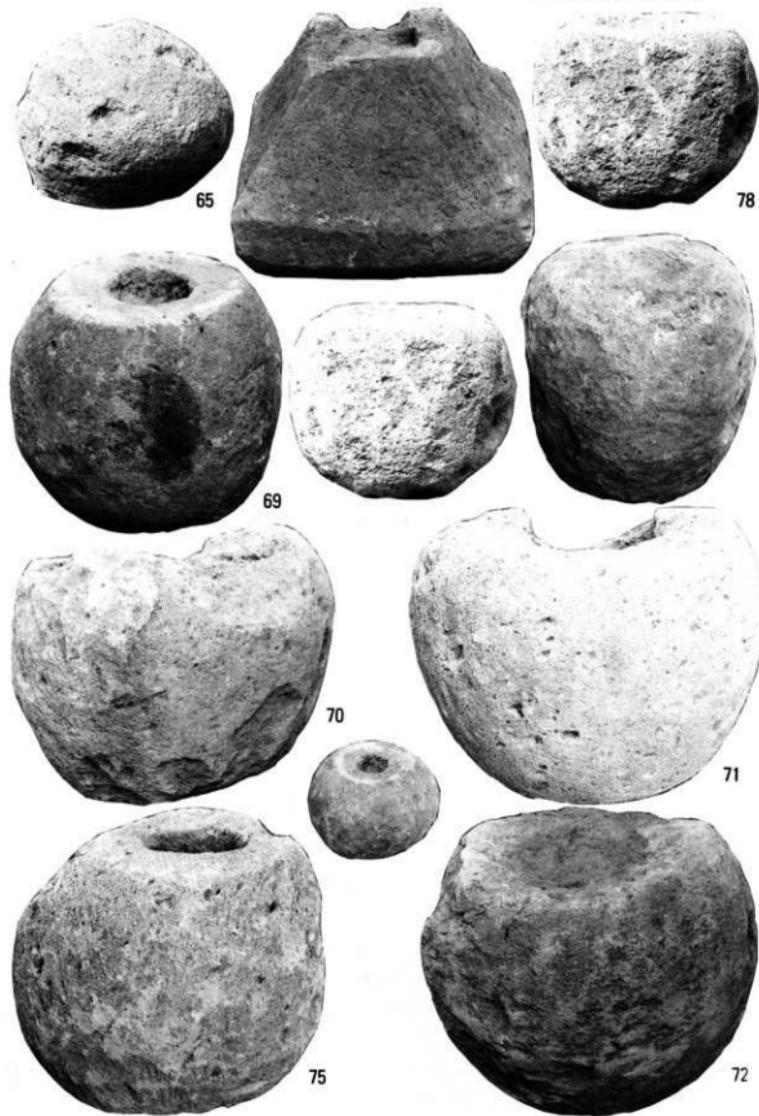
図版12

出土遺物4(五輪塔1)



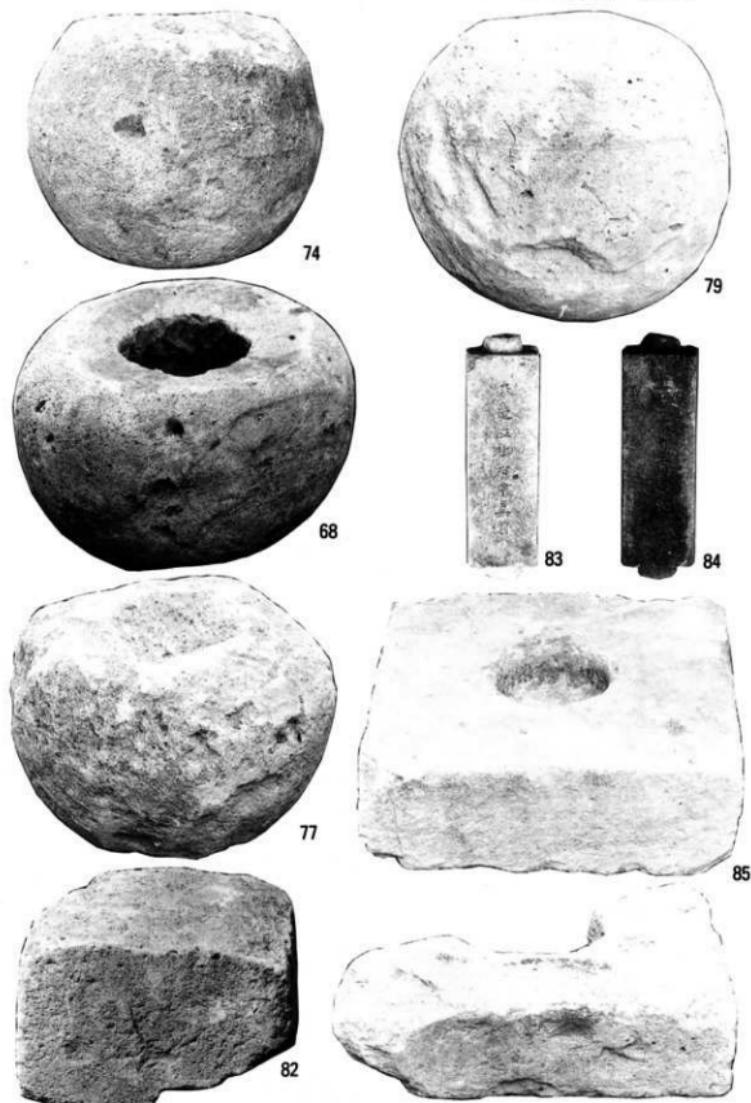
図版13

出土遺物5(五輪塔2)



図版14

出土遺物6(五輪塔3)



図版15

あとがき

年度始めに発掘計画が明らかになった時、中世墓単独の調査という事で多くの期待をしたし、今までにない成果が上げられるのではないかという希望があった。一方、梅雨の最中、雨降る中で川っぷちの墓地の調査かと気が減入ったのも事実である。

そして、いざ掘り始めると、塵芥は多いは、表土は厚いはと、前途多難。あげく土層の堆積状況が悪いために墓壙の残りもわずかなうえ、遺物も少なく、明るい希望も徐々に暗くなり始めた。しかも、当初の心配どおり雨にたたられ、実測作業になかなか取り掛かれなかった。ついに最後はテントを持ち込み実測を行なった。初めての経験であった。

ところが、作業員の皆さんは快活でバイタリティにあふれていた。お陰で、掛けかけた私共も気を取り直して調査を続行できた。現場での調査を終了し、こうしてまがりなりにも報告書の作製までこぎつけられたのも、これもひとえに作業員の皆さんのがんばりとバイタリティのお陰である。深甚の感謝を申し上げたい。

最後になりましたが、針原遺跡に眠り続けていた幾多の御靈が今後も安らかならん事を祈ります。



市来町指定文化財
川上墓塔群



発掘作業員

鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書(8)
主要地方道郷ノ・市米線整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

針原遺跡

(伝河上氏墓跡)

発行日 平成6年3月31日

発行 鹿児島県教育委員会

■892 鹿児島市山下町14番50号

印刷 明るい窓社

■892 鹿児島市上本町14番7号